令和８年分

年末調整のしかた

本年の年末調整においては、基礎控除の引上げ等にご注意ください。
次のような改正が行われています。

- ▶基礎控除の引上げ
- ▶給与所得控除の最低保障額の引上げ
- ▶扶養親族等の所得要件の改正
- ▶年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。

このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

なお、動画による説明は、YouTube にも掲載していますので、ご活用ください。

※　令和８年分の各種情報については、令和８年10月頃に掲載いたします。

（よくわかるページ）

年末調整がよくわかる

（YouTube）

年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員ふたば

年末調整に関する相談は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」をお気軽にご利用ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、ＡＩ（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

※　公開期間は令和８年10月頃から令和９年１月下旬までの予定です。

国税庁　ふたば

（チャットボット）

年末調整手続の電子化で業務の効率化！

年末調整手続の電子化を行うと、書類の作成や確認、保管などの業務全般が大幅に効率化されるなど、給与の支払者（勤務先）及び給与所得者（従業員）双方に大きなメリットがあります。

また、国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しております。

年末調整手続の電子化や年調ソフトについて、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

年末調整手続の電子化

（年末調整手続の電子化）

年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、

令和９年１月12日（火）（**納期の特例の承認を受けている場合は、令和９年１月20日（水）**）です。

※　その他、給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限については、２ページを確認してください。

昨年と比べて変わった点
年末調整とは
年末調整のしかた・手順・控除額の確認
年末調整のしかた・年税額の計算・過不足額の精算
年末調整のしかた・税額の納付・年末調整再調整
令和９年分の給与の源泉徴収事務
給与所得控除後の給与等の金額の表
算出所得税額の速算表
参考

国　税　庁
法人番号 7000012050002

目　　次

Ⅰ　昨年と比べて変わった点（基礎控除の引上げ等）…… 3

Ⅱ　年末調整とは …… 5

1　年末調整を行う理由 …… 5

2　年末調整の対象となる人 …… 5

3　年末調整を行う時 …… 6

Ⅲ　年末調整のしかた …… 7

1　年末調整の手順 …… 7

2　各種控除額の確認 …… 8

3　年税額の計算 …… 35

4　過不足額の精算 …… 39

5　税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載 …… 42

6　年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整 …… 43

Ⅳ　令和９年分の給与の源泉徴収事務 …… 44

1　令和９年から変わる事項 …… 44

2　扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認 …… 44

○　令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 …… 47

○　令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表 …… 55

○　〔参考〕令和８年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表 …… 55

○　〔参考〕令和８年分の基礎控除額の表・令和８年分の特定親族特別控除額の表・令和８年分の扶養控除額等の表 …… 56

○　〔参考〕設例 …… 57

○　令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算例 …… 62

○　令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について …… 64

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。
デジタル庁公式note

年末調整に関する各種申告書の記載のしかた（記載例）やＱ＆Ａなどは、国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。

【掲載場所】https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

○　**納期の特例の承認を受けていない場合**
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**

○　**納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）
１月から６月までの分…**７月10日**
７月から12月までの分…**翌年の１月20日**

(注)1　納期限までに、「所得税徴収高計算書データ」をe-Taxにより送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
2　上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
3　納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
4　納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「０」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署に提出してください（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

（※）　この「年末調整のしかた」は、令和８年12月１日以後に行う令和８年分の年末調整について、令和８年７月１日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。

Ⅰ　昨年と比べて変わった点（基礎控除の引上げ等）

1　所得税の基礎控除の引上げ等

令和８年度税制改正により、次のとおり、所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、令和８年12月１日に施行され、令和８年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和８年12月に行う年末調整など、令和８年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

⑴　基礎控除の引上げ

イ　次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 令和８・９年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注３）	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注１）		改正前（注１）	
	令和８・９年分	令和10年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132万円以下 （206万円以下）	104万円（注２）	99万円（注２）	95万円（注２）	58万円
132万円超　336万円以下 （206万円超　475万1,999円以下）		62万円	88万円（注２）	
336万円超　489万円以下 （475万1,999円超　665万5,556円以下）			68万円（注２）	
489万円超　655万円以下 （665万5,556円超　850万円以下）	67万円（注２）		63万円（注２）	
655万円超　2,350万円以下 （850万円超　2,545万円以下）	62万円		58万円	

（注）１　所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。

２　62万円にそれぞれ42万円、５万円、37万円を加算した金額（改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、５万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

３　下記⑵の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

４　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ　基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和９年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

⑵　給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ　給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円 （69万円未満となる場合は、69万円）	65万円
190万円超　220万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）１　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の４）の適用後の給与所得控除額となります。

２　給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ　給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和８年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ　令和８・９年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 －74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、47ページから54ページまでに掲載している「令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表となっています。

昨年と比べて変わった点

⑶　扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件(注1)が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件(注1)（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額(注2)）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 （136万円以下）	58万円以下 （123万円以下）
特定親族	62万円超　123万円以下 （136万円超　197万円以下）	58万円超　123万円以下 （123万円超　188万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超　133万円以下 （136万円超　207万円以下）	58万円超　133万円以下 （123万円超　201万5,999円以下）
勤労学生	89万円以下 （163万円以下）	85万円以下 （150万円以下）

（注）１　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
２　上記⑵の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和８年の給与等の源泉徴収事務における留意事項】

令和８年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和８年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和８年12月に行う年末調整の際に、上記⑴の引上げ後の基礎控除額及び47ページから54ページまでに掲載している「令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和８年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記⑶の改正は、令和８年12月１日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

２　年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

⑴　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の令和８・９年分の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超　60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超　120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律60,000円

⑵　旧生命保険料及び上記⑴の適用がある新生命保険料を支払った場合の令和８・９年分の一般生命保険料控除の適用限度額が６万円（改正前：４万円）とされました。

（注）　一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

本冊子「令和８年分　年末調整のしかた」に掲載している情報のほかにも、様々な情報を国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。
・各種申告書の記載のしかた（記載例）
・各種申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例
「各種控除について（給与所得者用）」や「年末調整を受ける際の注意事項」　など
【掲載場所】https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm

Ⅱ　年末調整とは

1　年末調整を行う理由

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の１年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際は年の中途で給与の額に変動があること、②年の中途で源泉控除対象親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、１年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

(注)　本年の年末調整の際には、基礎控除の引上げ等の改正に基づいて年税額を計算し、改正前の源泉徴収税額表等によって源泉徴収した税額との精算も行うこととなります。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

2　年末調整の対象となる人

年末調整は、原則として給与の支払者に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます。）を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象となる人とならない人を区分して示すと次の表のとおりです。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1)　１年を通じて勤務している人 (2)　年の中途で就職し、年末まで勤務している人 (3)　年の中途で退職した人のうち、次の人 ①　死亡により退職した人 ②　著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ③　12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ④　いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払	次のいずれかに該当する人 (1)　左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2)　左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 (3)　２か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
を受ける給与の総額が136万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。） (4)　年の中途で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も１年以上の居所も有しない人をいいます。）	(4)　年の中途で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人 (5)　非居住者 (6)　継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）

〔注意事項〕

1　１か所から給与の支払を受ける人で、年末調整を行う時までに、その給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出していない人については、この申告書を提出するよう指導してください。

2　年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになりますから、このような人には期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出するよう指導してください。

3　外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続いて国内に１年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになりますから注意してください。

３　年末調整を行う時

年末調整は、本年最後に給与の支払をする時に行うことになっていますので、通常は12月に行いますが、次に掲げる人については、それぞれ次の時に年末調整を行います。

年末調整の対象となる人	年末調整を行う時
(1)　年の中途で死亡により退職した人	退職の時
(2)　著しい心身の障害のため年の中途で退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと見込まれる人	退職の時
(3)　12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
(4)　いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が136万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）	退職の時
(5)　年の中途で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	非居住者となった時

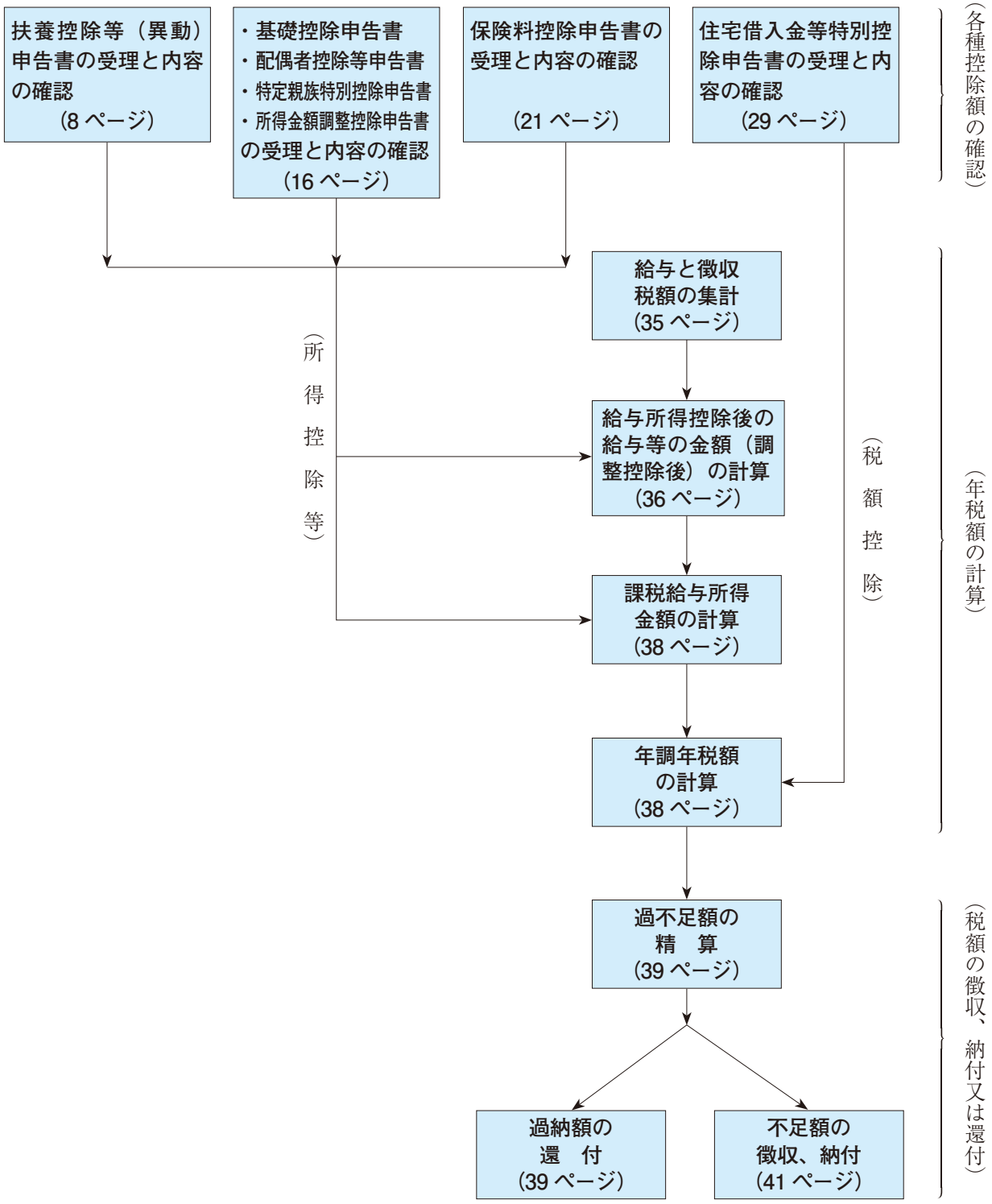
なお、その年最後に給与の支払をする月中に賞与以外の普通給与と賞与とを支払う場合で、普通給与の支払よりも前に賞与を支払うときは、その賞与を支払う際に年末調整を行っても良いことになっています。この場合には、後で支払う普通給与の見積額及びこれに対応する見積税額を加えたところで年末調整を行いますが、後で支払う普通給与の実際の支給額がその見積額と異なることとなったときは、その実際の支給額によって年末調整のやり直しを行う必要があります。

Ⅲ　年末調整のしかた

1　年末調整の手順

年末調整は、次のような手順で行います。

（枠内のページ番号は、それぞれの手順の内容を説明している箇所を示します。）



以下、それぞれの手順について、順を追って説明します。

２　各種控除額の確認（各種申告書の配付・受理）

年末調整に当たっては、まず、各人から提出された扶養控除等（異動）申告書などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。年末調整において、各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

なお、扶養控除等（異動）申告書など**各種申告書の記載のしかた（記載例）**については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載していますので、こちらをご参照ください。

また、**本年の年末調整においては、基礎控除の引上げや年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設など、昨年の年末調整から各種の改正**が行われていますので、ご注意ください。

その他、「年末調整がよくわかるページ」には、各種申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例**「各種控除について（給与所得者用）」**や**「年末調整を受ける際の注意事項」**なども掲載していますので、是非ご活用ください。

申　　告　　書	控　　除	説明箇所	記載のしかた（記載例）
1　令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	8～15ページ 38ページ	
2　令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書（以下「基礎控除申告書」といいます。）	基礎控除	16～20ページ	
3　令和８年分　給与所得者の配偶者控除等申告書（以下「配偶者控除等申告書」といいます。）	配偶者控除、配偶者特別控除		
4　令和８年分　給与所得者の特定親族特別控除申告書（以下「特定親族特別控除申告書」といいます。）	特定親族特別控除		
5　令和８年分　所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除		
6　令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	21～28ページ	
7　令和８年分　給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書(注1)	住宅借入金等特別控除	29～34ページ	

（注）1　「平成38年分」と記載されたものを含みます。

2　上記１から６までの様式については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載しています（上記２から５までの様式については、これらの兼用様式となっています。）。上記７の申告書については、税務署から所得者本人に交付しています（30ページ参照）。

3　給与の支払者が、受給者（給与所得者、給与の支払を受ける人）から上記１から７までの申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます。

２－１　扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1)　扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ　年末調整は、先に説明したように年末調整を行う時までに扶養控除等（異動）申告書を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確かめる必要があります。

ロ　この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時までに給与の支払者に提出することに

なっており、また、年の中途で源泉控除対象親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時までに申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになっていますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情があった人については、異動申告が忘れずに行われているかを確認してください。

(イ) 本年の中途で、源泉控除対象親族であった人の就職、結婚などにより源泉控除対象親族の数が減少したこと。

(ロ) 本年の中途で、本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったこと。

(ハ) 本年の中途で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったこと。

(ニ) 給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正（３・４ページ参照）により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなったこと。

(2) 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認

イ 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

(イ) 控除対象扶養親族（一般の控除対象扶養親族、特定扶養親族、同居老親等、その他の老人扶養親族）や障害者（一般の障害者、同居特別障害者、その他の特別障害者）の数、寡婦、ひとり親、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うことになりますが、申告された控除対象扶養親族や障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

特に、本年については、控除の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されていますので、ご注意ください（4ページ参照）。

（注）1 年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、配偶者控除等申告書を給与の支払者に提出する必要があります。したがって、扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、配偶者控除又は配偶者特別控除については、配偶者控除等申告書の提出を受けてください。

なお、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に所定の事項を記載し、給与の支払者に提出する必要があります。

2 年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けるためには、特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する必要があります。したがって、扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象親族」欄への記載の有無にかかわらず、特定親族特別控除については、特定親族特別控除申告書の提出を受けてください。

なお、特定親族は扶養控除や障害者控除の対象となる扶養親族には該当しませんのでご注意ください。

なお、扶養控除等（異動）申告書には、給与所得者本人及び源泉控除対象親族等のマイナンバー（個人番号）を記載することとされており、給与の支払者は給与所得者の本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要がありますので、ご注意ください。

（注） 一定の要件のもと、給与所得者本人及び源泉控除対象親族等のマイナンバー（個人番号）の記載を省略できる場合があります（44ページ参照）。

(ロ) 控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、その判定の要素となる①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年１月１日から12月31日までの合計所得金額により、②年齢は、本年12月31日（所得者本人やその親族が年の中途で死亡したり、所得者本人が年の中途で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時）の現況により判定します。

（注）1 年末調整を行った後、本年12月31日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（43ページ参照）。

2 控除対象扶養親族などが本年の中途で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することになりますから、本年分については扶養控除などの控除の対象となります。

3 合計所得金額とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前

の金額）の合計額を加算した金額です。

⑴　事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

⑵　総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の２分の１の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

なお、合計所得金額の計算に当たっては、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」内の「詳しい説明（パンフレット）」の「年末調整」に掲載している「合計所得金額の計算について」（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/205.pdf）をご覧ください。

㈠　これらの控除対象扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません。

①　次のような所得で所得税が課されないもの

㋑　利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの

㋺　遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の勤務に基づいて支給されるものに限ります。）

㋩　雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など

㋥　生活用動産の売却による譲渡所得

㋭　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等

②　利子所得又は配当所得のうち、

㋑　源泉分離課税とされるもの

㋺　確定申告をしないことを選択した一定の利子等又は配当等

③　源泉分離課税とされる定期積金の給付補塡金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び一定の割引債の償還差益

④　源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

ロ　扶養親族等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

◉　扶 養 親 族

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額（9ページ参照）が62万円以下の人をいいます。

（注）１　給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が136万円以下であれば、合計所得金額が62万円以下になります。

２　公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が172万円以下（年齢65歳未満の人は122万円以下）であれば、合計所得金額が62万円以下になります。

３　扶養親族が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、扶養親族の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が131万円以下であれば、合計所得金額が62万円以下になります。

※　上記（注）の１から３までについては、下記の「同一生計配偶者」の場合も同様です。この場合、３の「扶養親族」は「配偶者」と読み替えてください。

〔注意事項〕

１　ここでいう「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

２　ここでいう「親族」とは、６親等内の血族と３親等内の姻族をいいます。

３　児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、所得者と生計を一にし、合計所得金額が62万円以下の人も扶養親族に含まれます。

◉ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、次の⑴、⑵のいずれかに該当する人をいいます。

⑴ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成23年１月１日以前に生まれた人）

⑵ 非居住者のうち、

① 年齢16歳以上30歳未満の人（平成９年1月２日から平成23年１月1日までの間に生まれた人）

② 年齢70歳以上の人（昭和32年１月１日以前に生まれた人）

③ 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年１月２日から平成９年１月１日までの間に生まれた人）のうち、次のいずれかに該当する人

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

ロ 障害者

ハ 所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を３８万円以上受けている人

（注）「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて１年以上居所を有する個人をいいます。

〔注意事項〕

1 年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）については、控除対象扶養親族に該当しません。生年月日により控除対象扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。なお、年齢16歳未満の扶養親族については、扶養控除等（異動）申告書の「住民税に関する事項」欄の記載事項となりますので、記載漏れのないようご注意ください。

2 特定親族（19ページ参照）は扶養控除や障害者控除の対象となる扶養親族には該当しません。扶養控除等（異動）申告書に「特定親族」と記載されている人を控除対象扶養親族として控除することのないように注意してください。

◉ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成16年１月２日から平成20年１月１日までの間に生まれた人）をいいます。

〔注意事項〕

1 申告された控除対象扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

2 合計所得金額（９ページ参照）が62万円超123万円以下の場合は、特定扶養親族には該当しませんが、特定親族特別控除（18ページ参照）の対象となる特定親族に該当します。

3 扶養控除等（異動）申告書に「特定扶養親族」と記載されている人が、「特定親族」として特定親族特別控除申告書にも記載されている場合は、どちらに該当するかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

◉ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和32年１月１日以前に生まれた人）をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

内閣官房からのお知らせ

「16歳未満の扶養親族」の情報は、今後、**「所得に連動したきめ細かな給付」が導入される場合には、その事務に活用されることが見込まれます。**「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄（「16歳未満の扶養親族」欄）の**記載もれがない**よう、従業員の方への周知をお願いします。

また、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「16歳未満の扶養親族」欄及び「16歳未満扶養親族の数」欄への確実な記載をお願いします。

◉ 同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

〔注意事項〕

1　申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。

2　所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。

(1)　所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。

※　老親等が老人ホームなどへ入所している場合には、その老人ホームが居所となりますので、所得者等と同居しているとはいえません。

(2)　その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。

(3)　所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

◉ 同一生計配偶者

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、合計所得金額（9ページ参照）が62万円以下の人をいいます。

〔注意事項〕

1　ここでいう「生計を一にする」については、10ページの「扶養親族」の場合と同様です。

2　ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。

◉ 障害者（特別障害者）

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます。

(1)　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人――これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(2)　児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人――このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

※　重度の判定について、いわゆる「療育手帳」には、一般的に障害の程度が重度の場合は「A」（「マルA」、「A2」など）、その他の場合には「B」などと表示されています。

なお、療育手帳の区分（障害の程度）について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの各自治体へお尋ねください。

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人――このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。

(4)　身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人――このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。

(5)　戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人――このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。

(6)　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人――これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(7)　常に就床を要し、複雑な介護を要する人――これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(8)　精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和37年１月１日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人――このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

〔注意事項〕

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

◉　同居特別障害者

同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

〔注意事項〕

1　ここでいう「生計を一にする」については、10ページの「扶養親族」の場合と同様です。

2　申告された特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。

◉　寡　　婦

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。

(1)　夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

イ　扶養親族を有すること。

ロ　合計所得金額（9ページ参照）が500万円以下であること。

ハ　その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2)　夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

イ　合計所得金額（9ページ参照）が500万円以下であること。

ロ　その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

（注）　給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,777,778円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

〔注意事項〕

ここでいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人をいいます。

1　その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人

2　その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

◉ ひとり親

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

(1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が62万円以下の子に限ります。）を有すること。

(2) 合計所得金額（9ページ参照）が500万円以下であること。

(3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

〔注意事項〕

1 ここでいう「生計を一にする」については、10ページの「扶養親族」の場合と同様です。

2 ここでいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人をいいます。

(1) その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人

(2) その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

◉ 勤労学生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

(1) 次に掲げる学校等の児童、生徒、学生又は訓練生であること。

① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの

③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(2) 合計所得金額（9ページ参照）が89万円以下であること。

（注） 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が163万円以下であれば、合計所得金額が89万円以下になります。

(3) 合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること。

（注）「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

〔注意事項〕

上記(1)の②又は③の生徒、学生又は訓練生である人が勤労学生控除を受けるためには、次の証明書を扶養控除等（異動）申告書に添付して提出又は提示する必要があります。専修学校等の生徒若しくは学生又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書の有無により判定します。

① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し

② その人が①の課程を履修する生徒、学生又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書

◉ 国外居住親族

非居住者である親族をいいます。

〔注意事項〕

国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けるためには、次の証明書を扶養控除等（異動）申告書に、添付して提出又は提示する必要があります。

① 親族関係書類（その国外居住親族が「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」）

② 送金関係書類（その国外居住親族が「所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合は、「38万円送金書類」）

（注）1 親族関係書類及び留学ビザ等書類は、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に添付又は提示する必要があります。

また、送金関係書類及び38万円送金書類は、年末調整の際に添付又は提示する必要があります。

2 年末調整の際に、国外居住親族に係る扶養控除等を受けようとする場合は、既に給与の支払者に提出した扶養控除等（異動）申告書の「生計を一にする事実」欄にその年に国外居住親族に対して送金等をした金額を追記する必要があります。または、「生計を一にする事実」欄を記載した扶養控除等（異動）申告書を別途作成して提出しても差し支えありません。

3 親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類は、次に掲げる書類になります。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、訳文も提出又は提示する必要があります。

(1)「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族がその所得者の親族であることを証するものをいいます。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

(2)「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る外国における査証（ビザ）に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

(3)「送金関係書類」とは、次の書類で、所得者が本年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

③ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者がその所得者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

(4)「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、所得者から国外居住親族各人への本年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

（※）「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」及び「38万円送金書類」の詳細については、国税庁ホームページに掲載している「国外居住親族に係る扶養控除等Q＆A（源泉所得税関係）」をご確認ください。

(3) 扶養控除等（異動）申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

（注） 源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）に掲載しているものですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿の様式を用いて行うことにします。

なお、源泉徴収簿の記載例については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「源泉徴収簿を使用した年末調整の手順」をご確認ください。

２－２　基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認

⑴　基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書の受理

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、特定親族特別控除及び所得金額調整控除(注１)は、各人から提出された基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書（以下これらの申告書を「基礎控除申告書等」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、基礎控除申告書等の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください。

（注）１　子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除をいいます。以下同じです。

２　非居住者である親族に係る配偶者（特別）控除及び特定親族特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書及び特定親族特別控除申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、非居住者である親族に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

また、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の詳細については、15ページの「国外居住親族」をご確認ください。

３　国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）に掲載している基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書、所得金額調整控除申告書については、これらの兼用様式となっています。

⑵　基礎控除申告書の内容の確認

基礎控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

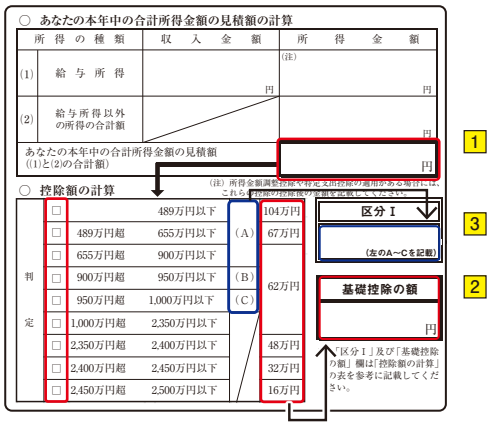
基礎控除とは

基礎控除とは、所得者の合計所得金額（９ページ参照）が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から104万円を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

【基礎控除額の計算の順序】

基礎控除額は、基礎控除申告書で求めることができるようになっていますので、次の１～３の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



１　所得者の合計所得金額の見積額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載します。

２　所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載

上記１で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「489万円以下（A）」から「2,450万円超2,500万円以下」までの該当する□にチェックを付け、判定結果に対応する

控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

3 「区分Ⅰ」欄の記載

上記２の判定結果が「489万円以下（A）」から「950万円超1,000万円以下（C）」までに該当する場合は、AないしCの判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

（注）「区分Ⅰ」欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の計算において使用しますので、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けない場合は、「区分Ⅰ」欄を記載する必要はありません。

(3) 配偶者控除等申告書の内容の確認

配偶者控除等申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者（合計所得金額（9ページ参照）が1,000万円以下の人に限ります。）が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円）を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が62万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

（注）1　配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2　所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,195万円（所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円）を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

3　配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が136万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については172万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については122万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

1　ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

2　控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が62万円以下の人をいいます。）のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいいます。

3　老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和32年１月１日以前に生まれた人）をいいます。

4　年の中途で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者のいずれか１人に限られます（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者（合計所得金額（9ページ参照）が1,000万円以下の人に限ります。）が生計を一にする配偶者（合計所得金額が133万円以下の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が62万円以下であるとき又は133万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

（注）1　配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

2　配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が136万円以下のとき又は207万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金

額が年齢65歳以上の人については172万円以下のとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については122万円以下のとき又は214万１円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

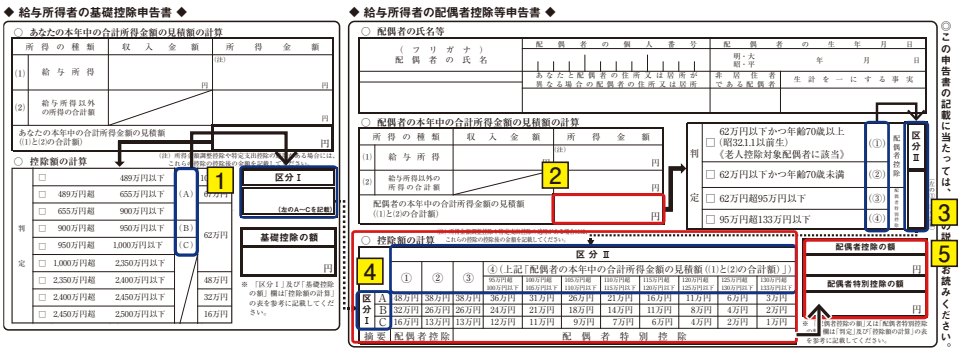
〔注意事項〕

1　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。

2　所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか１人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等申告書で求めることができるようになっていますので、次の１～５の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。



1　所得者の合計所得金額の見積額の計算

基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄及び「区分Ⅰ」欄を記載します（記載に当たっては、16ページの【基礎控除額の計算の順序】１～３を参照してください。）。

2　配偶者の合計所得金額の見積額の計算

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載します。

3　配偶者の合計所得金額の区分の判定及び「区分Ⅱ」欄の記載

上記２で計算した合計額及び「配偶者の生年月日」欄を基に「判定」欄の「62万円以下かつ年齢70歳以上（昭32．１．１以前生）」から「95万円超133万円以下」までの該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

4　「控除額の計算」の表に、上記１の判定による区分（A～C）及び上記３の判定による区分（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

5　上記４により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

（注）「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

(4)　特定親族特別控除申告書の内容の確認

特定親族特別控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

特定親族特別控除とは

特定親族特別控除とは、所得者が特定親族を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から、その特定親族１人につき 63 万円を限度として、特定親族の合計所得金額（９ページ参照）に応じた金額を控除するというものです。

なお、親族の合計所得金額が 62 万円以下であるとき又は 123 万円を超えるときは、特定親族特別控除の適用は受けられません。

（注） 親族の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が 136 万円以下のとき又は 197 万円を超えるときは、特定親族特別控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

1 「特定親族」とは、所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 16 年 1 月 2 日生まれから平成 20 年 1 月 1 日生まれまで）の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下である人をいいます。

※ 親族の合計所得金額が 62 万円以下の場合は、特定親族には該当せず特定親族特別控除の対象とはなりませんが、特定扶養親族（11 ページ参照）として扶養控除の対象となります。

2 ここでいう「親族」には、児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

3 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

(1) ２人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか１人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。

(2) 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか１人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。

(3) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

【特定親族特別控除額の計算の順序】

特定親族特別控除額は、特定親族特別控除申告書で求めることができるようになっていますので、次の１・２の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。


◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 （注）「特定親族」に該当するかは、裏面の３－１の(1)をご確認ください。

	イ フ リ ガ ナ 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたの続柄	特定親族の生年月日（平16.12.2～平20.1.1生）	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1				平成 年 月 日		1	円	円
2				平成 年 月 日			円	円

2

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

1 特定親族の合計所得金額の見積額の記載

特定親族の合計所得金額の見積額を計算し、「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載します。

2 控除額の記載

上記１で記載した金額を「控除額の計算」の表に当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

(5) 所得金額調整控除申告書の内容の確認

所得金額調整控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

所得金額調整控除とは

所得金額調整控除とは、所得者（その年中の給与の収入金額が850万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額（上限 15 万円）を、給与所得の金額から控除するというものです。

〔注意事項〕

1 年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合における「給与の収入金額」が850万円を超えるかどうかの判定は、主たる給与の支払者（扶養控除等（異動）申告書

の提出先）から受ける給与などの年末調整の対象となる給与[注1]の総額が850万円を超えるかどうかにより行います[注2]。

（注）1　年末調整の対象となる給与については35ページを参照してください。

2　給与の支払を受ける人が基礎控除申告書や配偶者控除等申告書の作成に当たって行う「本年中の合計所得金額の見積額」の計算において、給与の支払を受ける人が２か所以上から給与の支払を受けている場合には、その給与の全部を基にその計算を行う必要があります。

2　例えば、同一世帯に属する夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

⑹　基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額等の源泉徴収簿への記入

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び特定親族特別控除申告書の内容について確認を終えた後、それらの申告書の記載に基づいて、基礎控除の額、配偶者（特別）控除の額及び特定親族特別控除の額（特定親族を複数有する場合は合計した額）を各人の源泉徴収簿の「基礎控除額⑳」欄、「配偶者（特別）控除額⑰」欄及び「特定親族特別控除額⑱」欄にそれぞれ記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（⑴と⑵の合計額）」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を各人の源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄で計算します（所得金額調整控除額は、年末調整の対象となる給与の総額を計算した後に計算しますので、源泉徴収簿に所得金額調整控除の適用がある旨を記載しておくと便利です。）。

２－３　保険料控除申告書の受理と内容の確認

⑴　保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「保険料控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください。

なお、本年の年末調整においては、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例が創設されており（４ページ参照）、昨年の年末調整から、一般の生命保険料の控除額の計算方法に変更が生じていますので、ご注意ください。

⑵　保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

◉　生命保険料控除

生命保険料とは

⑴　生命保険料控除の対象となる生命保険料は、一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

また、平成24年１月１日以後に締結した保険契約等に係る保険料は新生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料に区分され、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料は旧生命保険料・旧個人年金保険料に区分されます。

生命保険料控除の対象となる保険契約等の詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご確認ください。

（注）　その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、保険金、共済金その他の給付金の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）となっていることが必要です。

⑵　支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。

新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。

⑶　生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剰余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

〔注意事項〕

１　保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）だけであるかどうか。

２　本人自身が支払ったものであるかどうか。

なお、給与の支払者が負担した保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となります。

３　本年中に支払ったものであるかどうか。

この場合の支払った金額については、次のように取り扱われます。

⑴　払込期日が到来した保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

⑵　保険料の払込みのない契約を有効に継続させるため、保険会社などが貸付けを行ってその払込みに充当する処理を行ういわゆる「振替貸付」によって保険料の払込みに充てられた金

額は、支払った保険料に含まれます。

(3) 翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。

$$\left(\begin{array}{c}\text{前納保険料の総額}\\ \text{（前納により割引をされた場合には、その割引後の金額）}\end{array}\right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

4 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料などの金額から、これらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

この場合、数口の契約があるときは、保険料の区分ごとに、支払った保険料の合計額からその剰余金などの合計額を差し引いた残額が、控除の対象となる新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額となります。

5 新個人年金保険料を新生命保険料に含めるなど支払った保険料を他の区分の保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

6 個人年金保険契約等で傷害特約、疾病特約等が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

7 同一世帯に属する夫婦において、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦の両方が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用（下記「計算式Ⅱ」の適用及び控除額③の「最高6万円」の適用）を受けることができます。

証明書類

旧生命保険料にあっては、本年中に支払った一契約の保険料の金額（本年において剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けた場合又は分配を受ける剰余金や割戻しを受ける割戻金をもって生命保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金や割戻金の額を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては、金額の多少にかかわらず全てのものについて、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（注1）に係る電磁的記録印刷書面（注2）を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

なお、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その保険料控除申告書に添付すべき証明書類等の提出又は提示に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等（注1）が付されたものを保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供することができます。

(注) 1 電子証明書等とは、証明書類の発行者（保険会社等）の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をいいます（25ページ以降の「地震保険料控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」及び「住宅借入金等特別控除」の証明書類においても同様です。）。

2 電磁的記録印刷書面とは、電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます（25ページ以降の「地震保険料控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」及び「住宅借入金等特別控除」の証明書類においても同様です。）。

なお、控除証明書等データから電磁的記録印刷書面を作成することができるシステムを国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）に掲載していますので、ご利用ください。

この場合の証明書類については、次のように取り扱われます。

(1) 証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として生命保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

(2) 次の保険料については、「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険等の契約者の氏名」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、その勤務先で確認すれば、証明書類を提出又は提示しなくてもよいことになっています。

① 勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料

② 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約に基づいて支払った保険料

（注） 確認した場合は、保険料控除申告書などに確認した旨を明らかにしておいてください。

(3) ここでいう証明書類とは、保険会社や郵便局などが発行した、保険料などの領収書や支払った生命保険料の金額と保険契約者などの氏名を証明するために特に発行した書類をいいます。

なお、郵便振替などを利用して支払った生命保険料の証明書類については、保険契約者の氏名に代えて、保険証券や年金証書の記号と番号が記載されていればよいことになっています。

(4) 月払契約により支払った生命保険料の証明書類には、「本年中に支払った生命保険料の金額」に代えて、毎月の払込保険料の金額と本年１月から９月までの払込みの状況がわかる事項が記載されていればよいことになっています。

生命保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている生命保険料の控除額が、一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額（①、②、③のうち最も大きい金額）、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額（④、⑤、⑥のうち最も大きい金額）の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は最高12万円が限度となります。

保険料の区分		控除額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	**計算式Ⅰ**（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は**計算式Ⅱ**）に当てはめて計算した金額 （①）
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	**計算式Ⅲ**に当てはめて計算した金額 （②）
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合(注1)	上記①及び②の金額の合計額（最高４万円（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は最高６万円）） （③）
介護医療保険料		**計算式Ⅰ**に当てはめて計算した金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	**計算式Ⅰ**に当てはめて計算した金額 （④）
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	**計算式Ⅲ**に当てはめて計算した金額 （⑤）
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合(注1)	上記④及び⑤の金額の合計額（最高４万円） （⑥）

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001円から40,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{2}$＋10,000円
40,001円から80,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{4}$＋20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合で新生命保険料を支払ったとき）】

支払った保険料等の金額	控除額
30,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
30,001円から60,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{2}$＋15,000円
60,001円から120,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{4}$＋30,000円
120,001円以上	一律に60,000円

【計算式Ⅲ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001円から50,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{2}$＋12,500円
50,001円から100,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{4}$＋25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

(注) 1　支払った旧生命保険料又は旧個人年金保険料の金額が６万円を超える場合には、③又は⑥の金額よりも②又は⑤の金額の方が大きくなりますので、②又は⑤の金額が控除額となります。ただし、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合で支払った新生命保険料の金額があるときは、②の金額よりも③の金額が大きくなりますので、③の金額が控除額となります。

2　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◉　地震保険料控除

地震保険料とは

(1)　地震保険料控除の対象となる地震保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を塡補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。

なお、地震保険料控除の対象となる保険契約等の詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご確認ください。

(2)　剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

(3)　平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。

（注）「長期損害保険契約等」とは、平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第１項に規定する損害保険契約等のうち、次の全てに該当するものをいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年１月１日以後であるものを除きます。）。

①　保険期間又は共済期間の満期後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上であること

②　平成19年１月１日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

(4)　この地震保険料控除は、本人から提出された保険料控除申告書に基づいて控除することになっています。

〔注意事項〕

１　保険の目的

家屋や家財を保険又は共済の目的とする損害保険契約等は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人の所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としているものであるかどうか。

２　保険料の支払内容等

(1)　本人自身が支払ったものであるかどうか。

給与の支払者が負担した地震保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象になります。

(2)　本年中に支払ったものであるかどうか。

いわゆる「振替貸付」により保険料の払込みに充てられた金額や、いわゆる「前納保険料」があるときは、生命保険料の場合と同様に取り扱われますので21･22ページを参照してください。

(3)　剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

証明書類

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年１月末日までに提出又は提示することを条件として地震保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいこ

とになっています。

なお、証明書類の電子データによる提供や証明書類として使用される書面の内容などについては、生命保険料の場合と同じですから、22ページを参照してください。

地震保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている地震保険料の控除額が、次により正しく計算されているかどうかを確かめます。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高５万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	（支払った保険料等の金額の合計額）×$\frac{1}{2}$+5,000円
			20,000円超	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	一律に５万円

（注）１　ここでいう地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。

２　一つの契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

３　地震保険料の控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◉　社会保険料控除

社会保険料とは

(1)　社会保険料控除の対象となる社会保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料で、所得者本人が支払ったものに限られます。

なお、社会保険料控除の対象となる社会保険料の詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご確認ください。

(2)　社会保険料には、次の①と②があり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになります。

①　健康保険や厚生年金保険、雇用保険などの保険料や掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの

②　国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように本人が直接支払っているもの

（注）　介護保険の保険料については、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人は原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています。

(3)　本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。

（注）　後期高齢者医療制度の保険料について、本人と生計を一にする親族が負担すべき保険料を本人が口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った本人の社会保険料として控除できます。

なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できます。

証明書類

国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金（以下「保険料等」といいます。）で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年１月末日までに提出又は提示することを条件として社会保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

ここでいう証明書類とは、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明書などをいいます。

（注）　国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要はありません。

なお、証明書類の範囲には、その証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面が含まれます。また、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その保険料控除申告書に添付すべき証明書類等の提出又は提示に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等が付されたものを保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供することができます（28ページの「小規模企業共済等掛金控除」の証明書類においても同様です。）。

毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計

⑴　本年中に給与から差し引かれた社会保険料等の総額を集計します。この集計は、給与の総額等を集計するとき（35ページ参照）に併せて行っても差し支えありません。

⑵　この集計に当たっては、本年中に他から転職してきた人については、その人が前の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けた給与から差し引かれた社会保険料等も含めて集計してください（その人が転職前の勤務先から交付を受けた本年分の「給与所得の源泉徴収票」などにより確認してください。）。

⑶　給与の支払者が負担した社会保険料等の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となりますので、これも集計に含めます。

（注）　特定の小規模企業共済等掛金は毎月の給与から社会保険料と併せて控除されますので、源泉徴収簿では、これらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。

〔注意事項〕

本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となります（各年分に相当する額を各年において控除する方法）。

$$\left(\begin{array}{c}\text{前納保険料の総額}\\ \text{（前納により割引をされた場合には、その割引後の金額）}\end{array}\right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が１年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年の年末調整の際に控除しても差し支えありません（納めた年に全額控除する方法）。

※　２年前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合は、各年分に対応する社会保険料控除証明書を本人自らが年分ごとに切り取り、保険料控除申告書に添付して給与の支払者へ提出又は提示することとなっています。

◉　小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは

(1)　小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものをいいます。

①　独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第２種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金

②　確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金（iDeCo の掛金など）

③　地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金

（注）　掛金を前納したことにより前納減額金の支払を受けているときは、支払った掛金の額からその前納減額金を差し引いた残額が控除の対象となります。

(2)　この小規模企業共済等掛金には、①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものなどがあり、その全額が控除されます。このうち、②の本人が直接支払ったものについては、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになっています。

証明書類

上記(2)①の毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類は必要ありませんが、②の本人が直接支払ったものについては、支払った掛金の金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

〔注意事項〕

1　本人が直接掛金を支払っている場合、保険料控除申告書に、その掛金を支払ったことの証明書類を添付して提出又は提示されているかどうか。

2　本人が本年中に支払ったものだけを控除の対象としているかどうか。未払のものや前払したものが含まれていないかどうか。

この場合、翌年以後に納付期日の到来する掛金を一括して支払ったいわゆる「前納掛金」については、社会保険料を前納した場合と同様に取り扱われますので、社会保険料控除の**〔注意事項〕**（27 ページ）を参照してください。

3　前納減額金の支払を受けている場合には、支払った掛金の額からその前納減額金が差し引かれているかどうか。

4　毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は社会保険料とともに本年中に差し引かれた金額を集計する必要があります（27ページの「毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計」を参照してください。）。

(3)　保険料控除額の源泉徴収簿への記入

保険料控除申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の該当欄に社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金の控除額、生命保険料の控除額及び地震保険料の控除額をそれぞれ記入します。また、「旧長期損害保険料」の支払がある人については、その支払額を源泉徴収簿の「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

なお、源泉徴収簿で集計した本年中の給与から差し引かれた社会保険料等の合計額も、該当欄に転記します（60ページの記入例参照）。

２－４　住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

⑴　住宅借入金等特別控除申告書の受理

イ　住宅借入金等特別控除を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります(注)。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、各人から提出された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」（以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます。）に基づいて控除を行うことができることになっていますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書を年末調整のときまでに提出するよう指導してください。

（注）　住宅借入金等により住宅の新築・購入又は増改築等をして、自己の居住の用に供していた人が、やむを得ない事由によりその住宅を居住の用に供しなくなった後に、再び居住の用に供し、住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分についても同じです。

ロ　住宅借入金等特別控除申告書には、次に掲げる証明書(注１)の添付(注２)が必要です。

(イ)　調書方式(注3)の場合

・　その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）

(ロ)　証明書方式(注4)の場合

①　控除証明書

②　借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「年末残高等証明書」といいます。）

（注）１　これらの証明書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を含みます。

２　住宅借入金等特別控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その住宅借入金等特別控除申告書に添付すべき証明書類等の提出に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等が付されたものを住宅借入金等特別控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供することを含みます。

３　「調書方式」とは、金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」（以下「年末残高調書」といいます。）を提出し、国税当局から所得者本人に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

なお、調書方式の場合は、借換えがある場合などの一定の場合を除き、金融機関等から提出された年末残高調書を基に、控除証明書の「住宅借入金等の年末残高に関する事項」欄や住宅借入金等特別控除申告書の「住宅借入金等特別控除額」欄に、年末残高情報や住宅借入金等特別控除額（見込額）が記載されています。

※　控除証明書等に年末残高情報等が記載されていない場合は、所得者本人が、返済計画表等の書類により実際の年末残高を確認し、これに基づいて住宅借入金等特別控除額を計算することとなります。

※　金融機関等から２つ以上の年末残高調書の提出がある場合や住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける場合についても、所得者本人が、控除対象となる年末残高情報が控除証明書に記載されているかを確認の上、必要に応じて、返済計画表等の書類に基づいて住宅借入金等特別控除額を計算することとなります。

制度の概要や調書方式に対応している金融機関等については、国税庁ホームページの「住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）について」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm）をご確認ください。

４　「証明書方式」とは、住宅借入金等特別控除の適用を受ける所得者本人が、借入等を行った金融機関等から交付を受けた年末残高等証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式をいいます。

なお、税務署から送付された令和８年分の住宅借入金等特別控除申告書（「平成38年分」と記載されたものを含みます。以下同じです。）の用紙の下の部分が控除証明書になっていますから、この控除の適用を受けようとする人は、令和８年分の住宅借入金等特別控除申告書に住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、年末残高等証明書を添付（調書方式の場合、年末残高等証明書の添付は不要です。）して提出します。

また、税務署から送付された住宅借入金等特別控除申告書や控除証明書をこの控除の適用を受けようとする人が紛失したときなどには、本人から税務署にこれらの書類の再交付を申請するよう指導してください。

ハ　住宅借入金等特別控除申告書の受理等に当たっては、次のことに注意してください。

(イ)　住宅借入金等特別控除申告書(注)は、次のとおり税務署から所得者本人に交付しています。本年分の年末調整の際には、そのうち令和８年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出を受けてください。

（注）　確定申告の際に e-Tax による交付を希望した場合は、住宅借入金等特別控除申告書兼控除証明書の電子ファイルとなります。

	調書方式の場合	証明書方式の場合
確定申告の際に e-Tax による交付を希望した場合（電子交付）	毎年 11 月中旬頃に e-Tax メッセージボックスへ格納（原則、年末残高情報等を記録しています。）。	毎年 10 月頃に e-Tax メッセージボックスへ格納。
それ以外の場合（書面交付）	入居２年目の 11 月下旬頃に、控除を受けることとなる各年分のものを一括して送付。	入居２年目の 10 月下旬頃に、控除を受けることとなる各年分のものを一括して送付。

※　初めて控除を受けようとする年の確定申告書の提出日等によっては交付の時期が異なる場合があります。

(ロ)　提出を受けた住宅借入金等特別控除申告書は、給与の支払者の下で保管することとされています。

（注）　従業員から提出された「平成 38 年分　給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の「平成 38 年分」部分については、補正をしていただく必要はありません。

(2)　住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認

住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

住宅借入金等特別控除とは

住宅借入金等特別控除とは、個人が住宅借入金等を利用して居住用家屋の新築、取得又は増改築等（以下「取得等」といいます。）をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除するというものです。

住宅借入金等特別控除の控除限度額等については、次の「〔参考〕控除限度額等の一覧表」をご確認ください。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご確認ください。

（注）　所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります（個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」。）。詳しい内容については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

〔注意事項〕

１　その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡による場合には、死亡した日まで引き続いて自己の居住の用に供していれば、その年については死亡した日の住宅借入金等の残高を基に控除を受けることができます。

（注）　居住の用に供することができなくなったことが災害によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、その家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除き、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（災害関係）」といいます。）。

また、災害により居住の用に供することができなくなった家屋が、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する場合には、この適用期間の特例（災害関係）と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除の適用を重複して受けることができます。

２　令和４年１月１日以後に居住の用に供した場合において、令和８年分の合計所得金額（9ページ参照）が2,000万円(注)を超える人は、本年分の住宅借入金等特別控除は受けられませんので、特に、給与所得以外の所得がある人についてはご注意ください。

（注）１　令和３年12月31日（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条の２第１項の適用を受ける場合は令和４年12月31日）以前に居住の用に供した場合は、3,000万円となります。

2　特例居住用家屋（床面積が40㎡ 以上50㎡ 未満で令和５年12月31日以前に建築基準法第６条第１項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいいます。）又は特例認定住宅等（床面積が40㎡ 以上50㎡ 未満で令和７年12月31日以前に建築基準法第６条第１項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいいます。）の新築等に該当する場合は、1,000万円となります。

3　特例特別特例取得（特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます（令和３年１月１日から令和４年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合に適用されます。）。）に該当する場合は、1,000万円となります。

3　控除証明書に記載された「年末残高情報」や予定額による証明である旨を付記してある「年末残高等証明書」に基づき住宅借入金等特別控除の適用を受けた後、その住宅借入金等の返済が遅延したこと又は一部を繰上返済したことなどにより実際の住宅借入金等の年末残高がこれらの証明書に記載された年末残高と異なることとなった場合には、実際の年末残高による正しい申告書を提出し直す必要があります。

調書方式の場合には、所得者本人が、返済計画表等の書類により実際の年末残高を確認し、これに基づいて正しい申告書を提出し直してください。

証明書方式の場合には、改めて借入等を行っている金融機関等から実際の返済等の額による「年末残高等証明書」の交付を受け、これに基づいて正しい申告書を提出し直してください。

4　連帯債務となっている住宅借入金等がある場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の残高に、その住宅に係る持分を取得するためにその住宅借入金等について負担すべきものとした割合を乗じて計算した金額に基づいて記載します。

5　住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

6　住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた人は、住宅借入金等の年末残高の合計額がその住宅の取得等の対価の額又は費用の額を超えるかどうかの判定に当たり、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの特例の適用を受けた金額を差し引いた金額に基づいて記載します。

〔参考〕控除限度額等の一覧表

令和元年以降に居住を開始した人にあっては、税務署から所得者本人に交付等した住宅借入金等特別控除申告書で控除限度額を確認することができます。

1　令和３年12月31日まで（特別特例取得に係るものは令和４年12月31日まで）に住宅を居住の用に供した場合

住宅を居住の用に供した日	控除期間				住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率				各年の控除限度額
					2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額	
平成29年１月１日から令和３年12月31日まで（特別特定取得に係るものは令和元年10月１日から令和２年12月31日まで(注1)）（特別特例取得に係るものは令和３年１月１日から令和４年12月31日まで）	本則	特定取得	特別特定取得	1~10年目	1.0%			—	40万円
			特別取得以外特定	10年間	1.0%			—	40万円
		特定取得以外		10年間	1.0%	—			20万円
	認定住宅	特定取得	特別特定取得	1~10年目	1.0%				50万円
			特別取得以外特定	10年間	1.0%				50万円
		特定取得以外		10年間	1.0%		—		30万円
	住宅の再取得等に係る控除額の特例		特別取得特定	1~10年目	1.2%				60万円
			特別取得以外特定	10年間	1.2%				60万円

2　令和４年１月１日以後に住宅を居住の用に供した場合

住宅を居住の用に供した日	控除期間			住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率等		各年の控除限度額
				借入限度額	控除率	
令和４年1月1日から令和５年12月31日まで	本則		13年間（注3）	3,000万円（注3）	0.7%	21万円（注3）
	認定住宅		13年間（注4）	5,000万円（注4）		35万円（注4）
	特定エネルギー消費性能向上住宅			4,500万円（注4）		31.5万円（注4）
	エネルギー消費性能向上住宅			4,000万円（注4）		28万円（注4）
	住宅の再取得等に係る控除額の特例		13年間（注5）	5,000万円（注5）	0.9%	45万円（注5）
令和６年1月1日から令和７年12月31日まで	認定住宅	特例対象個人	13年間（注4）	5,000万円（注4）	0.7%	35万円（注4）
		それ以外		4,500万円（注4）		31.5万円（注4）
	特定エネルギー消費性能向上住宅	特例対象個人		4,500万円（注4）		31.5万円（注4）
		それ以外		3,500万円（注4）		24.5万円（注4）
	エネルギー消費性能向上住宅	特例対象個人		4,000万円（注4）		28万円（注4）
		それ以外		3,000万円		21万円
	その他（注2）		10年間	2,000万円		14万円
	住宅の再取得等に係る控除額の特例		13年間（注5）	4,500万円（注5、6）	0.9%	40.5万円（注5、6）

（注）1　住宅の新築取得等で特例取得（特別特定取得のうち、一定の期日までに契約が締結されているものをいいます。）に該当する家屋について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により令和２年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合は令和３年12月31日までとなります。
2　その他の新築住宅については、令和５年12月31日までの建築確認を受けたもの又は令和６年６月30日までに建築されたものが控除の対象となります。ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和５年12月31日までに建築確認を受けたものが対象となります。
3　住宅の取得等が居住用家屋の新築等（居住用家屋の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をいいます。以下同じです。）又は買取再販住宅の取得（既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得をいいます。以下同じです。）以外の場合（既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除きます。以下同じです。）又は住宅の増改築等）においては、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年、各年の控除限度額は14万円となります。
4　住宅の取得等が認定住宅等の新築等（認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいいます。以下同じです。）又は買取再販認定住宅等の取得（認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得をいいます。以下同じです。）以外の場合においては、借入限度額は3,000万円、控除期間は10年、各年の控除限度額は21万円となります。
5　住宅の再取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）においては、借入限度額は3,000万円、控除期間は10年、各年の控除限度額は27万円となります。
6　特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和６年１月１日から令和７年12月31日までの間に居住の用に供した場合においては、借入限度額は5,000万円、各年の控除限度額は45万円となります。
7　控除額の100円未満の端数は切り捨てます。
8　最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要がありますので、ご注意ください。
9　住宅の取得等を行った人が、その居住用家屋を居住の用に供した年の前々年からその居住の用に供した年までの間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例や中高層耐火建築物等の建設のための買換え（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けている場合には、この住宅借入金等特別控除を受けることはできません。また、この住宅借入金等特別控除を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年以後３年以内の各年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、これらの課税の特例の適用を受けることとなったときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分の所得税について修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。

【住宅借入金等特別控除額の計算の順序】

本年の年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人は、令和７年分以前の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受けた人ですから、ここでは、本年の年末調整の際にこの控除を受ける人を対象に、住宅借入金等の年末残高の計算の方法について説明します。

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算は、次の(1)から(3)までに掲げるところにより行います。

(1)　連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の算式により、控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高（円）	×	控除を受ける人が負担すべき割合（%）	=	連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高（円）

「控除を受ける人が負担すべき割合」については、原則として、住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記入した負担割合によります。

（注）　年末調整において住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。
なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

【記載例】（「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄）
私は、連帯債務者として、住宅借入金等の残高19,500,000円のうち9,750,000円を負担することとしています。
東京都港区芝5-8-1　田中恵美　　勤務先：新宿区四谷三栄町24　△△株式会社

また、居住日の属する年分が平成31年分以後である個人に対し、令和２年10月１日以後に税務署から送付する控除証明書には、控除を受けるべき人が負担すべき割合が記載されています（この負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要です。）。

(2) 住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合には、それぞれその家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額に相当する部分の金額だけが対象となります。

また、家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額は、その住宅の取得等又は増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は交付を受ける補助金等の額を、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）を受けた場合は住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引いた額となります。

(3) その取得した家屋又は増改築等をした部分に自己の居住用以外の用に供する部分がある場合には、住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額に、その取得した家屋の床面積のうちに占める居住用部分の床面積の割合又はその増改築等に要した費用の総額のうちに占める居住用部分の増改築等に要した費用の額の割合をそれぞれ乗じて、居住用部分の住宅借入金等の年末残高の合計額を計算します。

なお、上記(1)から(3)までの２以上に該当するときは、(1)から(3)の順に計算（例えば、(2)と(3)に該当するときは、(2)により計算した金額を基にして(3)の金額を計算）します。

（注） 次に掲げる人などは、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算方法などが異なることがありますので、詳しい計算方法などで不明な点については、最寄りの税務署に、お電話にてお尋ねください（税務署では、自動音声により窓口のご案内をしております。）。

① ２回以上の増改築等の住宅借入金等について控除を受ける人

② 新築又は購入した家屋をその居住の用に供した年の翌年以後に増改築等をした部分を居住の用に供したことにより、新築又は購入した家屋の住宅借入金等と増改築等の住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける人

3　年税額の計算

以上で給与の支払を受ける人の一人一人の所得控除と税額控除の額とが確認されたわけですが、次に、令和８年分の給与の総額について納付しなければならない最終的な年税額を計算します。この年税額を求める手順とこれに使用する書類等は次のとおりです。

手　　順	使　用　す　る　書　類　等
1　年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	源泉徴収簿
2　給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算	源泉徴収簿 令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（47ページ以下参照） 所得金額調整控除申告書
3　扶養控除額等の合計額の計算	源泉徴収簿 （令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算表（64ページ参照））
4　所得控除額の合計額の計算	源泉徴収簿
5　課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	源泉徴収簿 令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（55ページ参照）
6　年調年税額の計算	源泉徴収簿 住宅借入金等特別控除申告書

（注）　年末調整の計算は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、各手順の計算の一部が自動計算されますので、大変便利です。

以下、手順に従って説明します。

3－1　年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計

(1)　給与と徴収税額等の集計

給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額をそれぞれ集計して、年末調整の対象となる給与の総額と徴収税額の合計額を計算します。

この際、併せて毎月の給与から差し引いた社会保険料及び小規模企業共済等掛金（以下「社会保険料等」といいます。）の額を集計しておくと便利です（社会保険料については26ページ、小規模企業共済等掛金については28ページ参照）。

(2)　集計に当たっての注意事項

1　未払給与とその税額

本年中に支給日が到来して支払の確定した給与は、未払となっている場合でも本年の年末調整の対象となりますから、その未払給与と未徴収の税額とを集計に含めます。

逆に、前年分の未払給与で、本年に繰り越して支払った給与やその給与からの徴収税額は、既に前年の年末調整の対象とされていますから、集計には含めません。

2　現物給与とその税額

食事の支給や、各種保険料の使用者負担などの現物給与のうち課税の対象となるものについては、その支給額と徴収税額とを、それぞれ給与の総額と徴収税額の合計額に含めて集計します。

3　本年最後に支払う給与の税額

年末調整をする本年最後に支払う給与については、通常の月分としての税額計算を省略して

もよいことになっていますが、この場合にはその給与に対する徴収税額はないものとして集計します。

この給与の通常の月分としての税額は、年末調整により一括精算されることになります。

4　年の中途で再就職した人の取扱い

年の中途で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うことになりますから、前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認することになりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

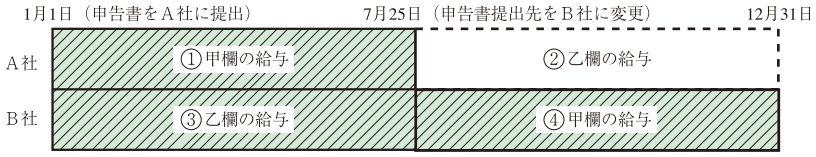
5　前年分の年末調整による過不足額

前年分の年末調整による過納額や不足額を本年に繰り越して充当したり徴収したりしている場合でも、これらに関係なく、徴収税額は本年の給与から徴収すべきであった税額によって集計します。

6　年の中途で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人の取扱い

２か所以上から給与の支払を受けている人で、年の中途で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人については、前の提出先（下図のＡ社）からその変更の時までに支払を受けた給与と、後の提出先（下図のＢ社）から支払を受けた給与の全部とが年末調整の対象となりますから、その両方の給与と徴収税額をそれぞれ集計します。

この関係を図示すると、次のようになります。



（注）斜線の部分（①、③及び④の合計）がB社において実施する年末調整の対象となる給与です。

３－２　給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算

(1)　上記3−1により求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「計⑦」欄の金額）を、47ページ以降にある「令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（以下「給与所得控除後の金額の算出表」といいます。）に当てはめて、「給与等の金額」欄に対応する「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄の金額を求めます。

なお、令和８年分の給与所得控除後の金額の算出表は、令和７年分のものから改正されていますので、必ず令和８年分のものを使用してください。

（注）　１　本年分の給与の総額が741,000円未満の場合には、給与所得控除後の給与等の金額は「０」となります。

２　本年分の給与の総額が660万円以上の人については、給与所得控除後の金額の算出表の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に該当する金額の表示がなく、算式が示されていますので、この算式に従って計算します。

この場合、求めた給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額によります。

〔例〕　給与所得控除後の給与等の金額の計算

◎　給与の総額　7,654,321円

算　　式　7,654,321円×90％－1,100,000円＝5,788,888.9円（切り捨て）

◎　給与所得控除後の給与等の金額　　5,788,888円

⑵　所得金額調整控除の適用を受ける人については、既に所得金額調整控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、次の算式により、上記⑴で求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「計⑦」欄の金額）から所得金額調整控除額を求め、その控除額を源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄に記入します。

所得金額調整控除額 ＝（本年分の給与の総額（注1）－850万円）×10％（最高15万円）

（注）　1　1,000万円を超える場合には、1,000万円

2　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔例〕　所得金額調整控除額の計算

◎　給与の総額　8,765,432円

算　　式　（8,765,432円－8,500,000円）×10％＝ 26,543.2円（切り上げ）

↓

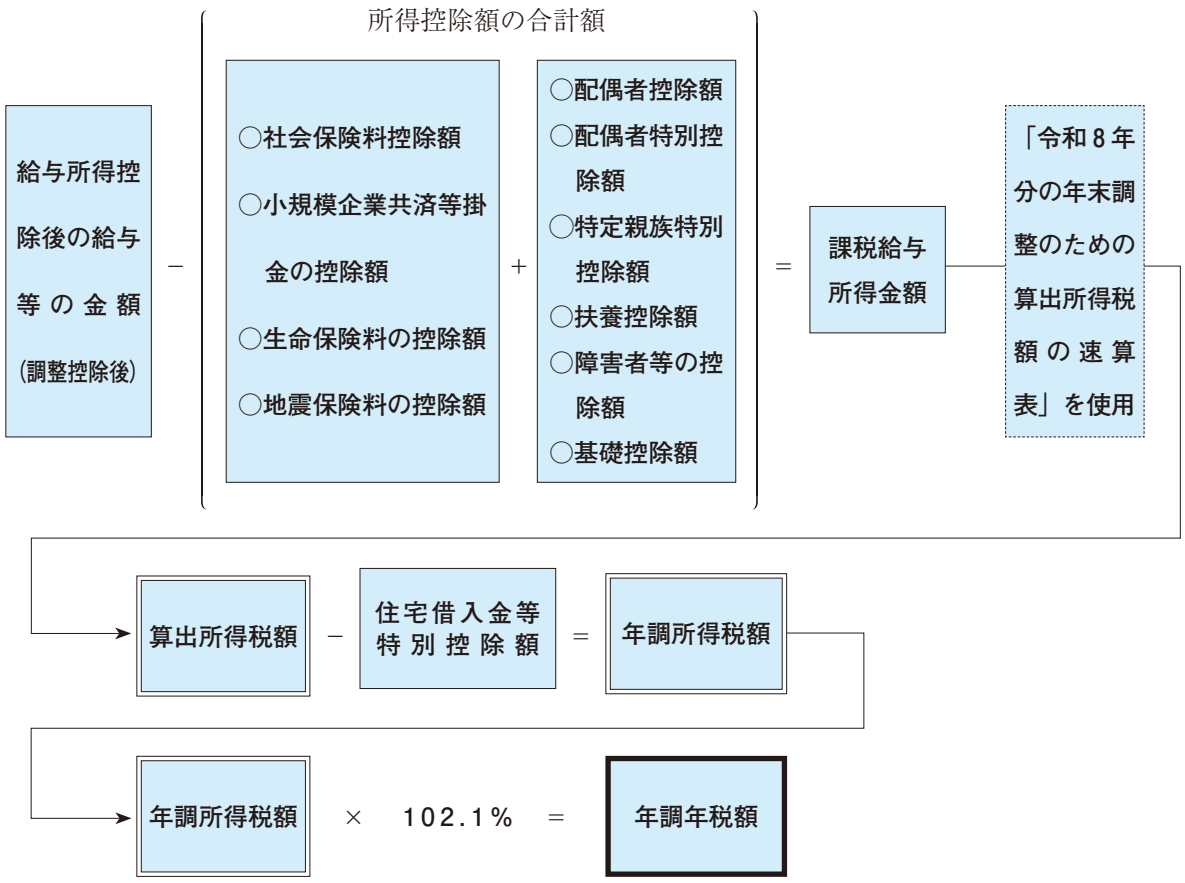
◎　所得金額調整控除額　26,544円

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

３－３　年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ

「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」の計算が終わると、これを基にして令和８年分の最終的な年税額（「年調年税額」）を求める具体的な計算に入ります。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。



※１　年調所得税額に102.1％を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

２　これらの計算は、源泉徴収簿を使って行いますが、国税庁ホームページに掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、各手順の計算の一部が自動計算されますので、大変便利です。

年末調整計算シート

（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm）

3－4　扶養控除額等の合計額の計算

扶養控除、障害者控除などについては、既に扶養控除等（異動）申告書に基づき確認を終えていますので、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄の記載に従ってこれらの控除額の合計額を求め、その合計額を源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄に記入します。

扶養控除等（異動）申告書に基づく控除額の合計額の求め方は、64ページの「令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について」を参照してください。

（注）　1　源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄には、基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額は含まれません。

2　基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額については、16ページの「２－２　基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認」を参照してください。

3－5　課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算

⑴　課税給与所得金額の計算

イ　源泉徴収簿に記載されている次の控除額を合計し、この合計額（以下「所得控除額の合計額」といいます。）を「所得控除額の合計額㉑」欄に記入します。

(イ)　社会保険料等控除額（給与等からの控除分⑫、申告による社会保険料の控除分⑬、申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑭）

(ロ)　生命保険料の控除額⑮

(ハ)　地震保険料の控除額⑯

(ニ)　配偶者（特別）控除額⑰

(ホ)　特定親族特別控除額⑱

(ヘ)　扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲

(ト)　基礎控除額⑳

ロ　「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）⑪」欄の金額から「所得控除額の合計額㉑」欄の金額を控除した残りの金額を「差引課税給与所得金額㉒」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

この課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てます。

⑵　課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

イ　「差引課税給与所得金額㉒」欄の金額（課税給与所得金額）に応じ、「令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（55ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って所得税額（以下「算出所得税額」といいます。）を計算します。

〔例〕

◎ 差引課税給与所得金額（「㉒」欄の金額）　　2,696,000円

◎ 算式（令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

2,696,000円×10％－97,500円＝172,100円

ロ　上記により求めた算出所得税額を「算出所得税額㉓」欄に記入します。

3－6　年調年税額の計算

⑴　住宅借入金等特別控除額の計算

住宅借入金等特別控除を受ける人については、既に住宅借入金等特別控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、この申告書に基づいて、その住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑭」欄（令和元年以降令和３年までに居住を開始した人にあっては、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑧」欄、令和４年以降に居住を開始した人にあっては、「住宅借入金等

特別控除額⑥」欄）に記載の控除額を源泉徴収簿の「住宅借入金等特別控除額㉔」欄に記入します。

(2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額㉓」欄の金額から「住宅借入金等特別控除額㉔」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額㉕」欄に記入します。

この場合、「住宅借入金等特別控除額㉔」欄の金額が「算出所得税額㉓」欄の金額より多いため控除しきれないときは、「年調所得税額㉕」欄に「０」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

（注） 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に、「住宅借入金等特別控除額㉔」欄の金額を転記してください。
「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(3) 年調年税額の計算

年末調整において年税額を計算する際には、復興特別所得税を含めた年税額（年調年税額）を算出する必要があります。

そのため、「年調所得税額㉕」欄の金額に102.1％を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額㉖」欄に記入します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりますから、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになりますから、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。

ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿を使って次のように行います。

(イ) 「年調年税額㉖」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。

(ロ) 「㉖」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになります。

(ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額㉗」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

年末調整による過不足額の精算方法には、㋑本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法と、㋺本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法とがあります。

(2) 過納額の還付（超過額の精算）

イ 給与の支払者から還付する場合

(イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年７月から12月までの分。）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額

を納付することになります。

(ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。

(ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄（㉘～㉜）に記入します。

〔注意事項〕

1　年末調整をする本年最後の給与について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額（その月分の税額）は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。

なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。

2　年末調整をした給与に未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額には、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ　税務署から還付する場合（給与の支払者が還付できない場合）

(イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

①　解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合

②　徴収して納付する税額が全くなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合

③　納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から２か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

(ロ) (イ)の①から③までのいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人の過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書　兼　残存過納額明細書」(注1)を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと過納額の請求及び受領に関する委任状とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を令和９年に繰り越して還付しているときは、令和９年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書　兼　残存過納額明細書」(注1)は用紙を別にして作成してください。

（注）1　令和８年12月下旬頃に国税庁ホームページに掲載予定の「源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書　兼　残存過納額明細書」を含みます。

2　「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書　兼　残存過納額明細書」、「源泉徴収簿」の写し及び委任状については、e-Tax で送信することができます。

3　「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書　兼　残存過納額明細書」の記載例などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。
（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_55.htm）

〔参　考〕

◎　**過納額が生じる場合**

過納額は、次のような場合に生じます。

①　年の中途で源泉控除対象親族が増えたり、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合

②　年の中途で本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなった場合

③　年間の賞与が比較的少なかった場合

④　年の中途で就職した人など１年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合

⑤　住宅借入金等特別控除の控除額があった場合

⑥　配偶者控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除の控除額があった場合（毎月の給与に係る源泉徴収税額の算出の際に、源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族に係る控除の適用を受けた場合を除きます。）

⑶　不足額の徴収

イ　不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ　年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年１月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70％未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年１月と２月に繰り延べて徴収することができます。

（注）　この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

5　税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

(1)　年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。

(2)　その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。

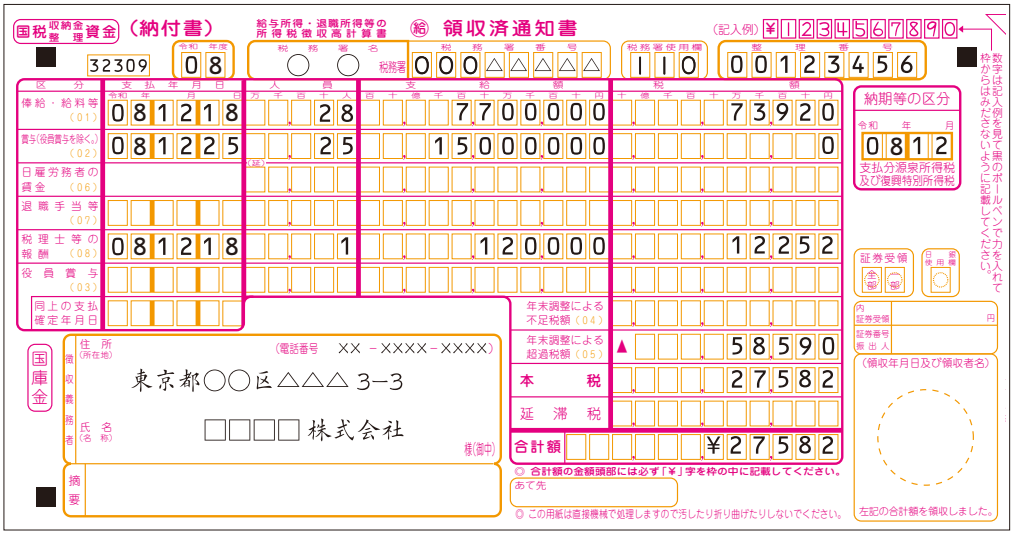
イ　過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。

ロ　不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

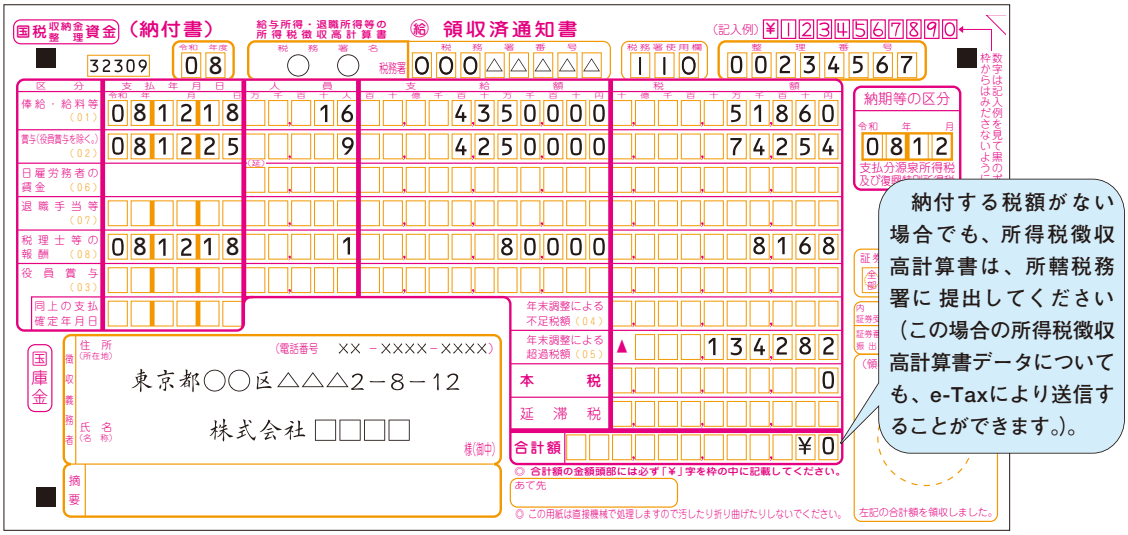
この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年１月又は２月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした１月又は２月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「０」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署に提出してください（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Tax により送信することができます。）。

〔記載例１〕　本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合



〔記載例２〕　過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合



（注）12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円−134,282円）は、翌年１月に繰り越して精算します。

6　年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整

⑴　年末調整後に給与の追加払があった場合

年末調整が終わった後、本年中に本年分の給与を追加して支払うこととなった場合には、この追加支給額を先の年末調整の対象となった給与の総額に加えて年末調整のやり直しをすることになります。

しかし、翌年になってから給与の改定が行われ、本年にまで遡って支給されることになった場合の新旧給与の差額は、その給与の改定が行われた年分の所得となりますから、本年分の年末調整をやり直す必要はありません。

⑵　年末調整後に扶養親族等の数が異動した場合

年末調整が終わった後、子が結婚して控除対象扶養親族の数が減少したり、受給者本人が障害者に該当することとなった場合などには、これらの異動事項の申告を受け、その異動後の控除対象扶養親族の数などを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年１月末日までです。

⑶　年末調整後に配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の所得の見積額に差額が生じた場合

年末調整が終わった後、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の合計所得金額の見積額と確定した合計所得金額（９ページ参照）に差額が生じたことにより、配偶者控除額又は配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年１月末日までです。

⑷　年末調整後に特定親族特別控除の適用を受けた特定親族の所得の見積額に差額が生じた場合

年末調整が終わった後、特定親族特別控除の適用を受けた特定親族の合計所得金額の見積額と確定した合計所得金額（９ページ参照）に差額が生じたことにより、特定親族特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年１月末日までです。

⑸　年末調整後に保険料を支払ったような場合

イ　年末調整が終わった後、本年中に生命保険料や地震保険料などを支払った人がいる場合には、保険料控除申告書によって申告を受け、その異動後の状況により保険料控除額を再計算し、これを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年１月末日までです。

ロ　また、社会保険料のうち国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料（１口9,000円を超えるもの）、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料について、翌年１月末日までにその証明書類を提出することを条件として年末調整を行った場合で、その証明書類がその期日までに提出されないときは、それらの保険料を除いたところで生命保険料控除の額や地震保険料控除の額などを計算して年末調整のやり直しをし、不足額を徴収することになります。

⑹　年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

年末調整が終わった後、給与所得者から住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合には、その申告を基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年１月末日までです。

Ⅳ　令和９年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和８年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和９年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1　令和９年から変わる事項

源泉徴収税額表の改正

「源泉徴収税額表」が改正されました。

令和９年１月１日以後に支払うべき給与については、「令和９年分　源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

（参考）防衛特別所得税の創設等について

令和８年度の税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の１％相当額）を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1％（改正前：2.1％）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和９年１月１日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前（復興特別所得税の税率2.1％）と改正後（防衛特別所得税の税率１％及び復興特別所得税の税率1.1％）とで、合計税率（2.1％）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

2　扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

⑴　扶養控除等（異動）申告書の受理

イ　給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（２か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者(注1)及び源泉控除対象親族(注2)等のマイナンバー（個人番号）の記載をする必要がありますが、一定の要件(注3)の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合があります。

（注）１　源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額（９ページ参照）が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。以下同じです。

※　源泉控除対象配偶者に係る控除は、夫婦のいずれか一方しか受けることができません。

２　源泉控除対象親族とは、①控除対象扶養親族及び②所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額（９ページ参照）が62万円超100万円以下の人をいいます。以下同じです。

３　給与の支払者に対して扶養控除等（異動）申告書などの一定の申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した一定の帳簿を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

４　扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族等申告書」と統合した１枚の様式となっています。給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に、年齢16歳未満の扶養親族及び退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下（注）４において同じです。）の支払を受ける配偶者（給与の支払を受ける人と生計を一にする配偶者で、令和９年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以

下であるものに限ります。)、扶養親族又は特定親族を記載することになります。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が62万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、退職所得を除くと令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円以下となる扶養親族（退職手当等の支払を受ける扶養親族に限ります。）を有することにより、給与の支払を受ける人が寡婦又はひとり親に該当する場合は、該当する項目にチェックを付けます。

なお、住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。住民税に関する事項については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

ロ　給与の支払者は、「令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

（注）１　給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

２　一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ　給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を〇で囲みます。

（注）１　マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者の本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります（本人確認については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）を参照してください。）。

２　受理した「令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

⑵　従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ　２か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和９年分　従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ　給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を〇で囲みます。

（注）上記⑴のイのなお書き及び（注）３、ロ（注）並びにハ（注）については、「令和９年分　従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

⑶　給与に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

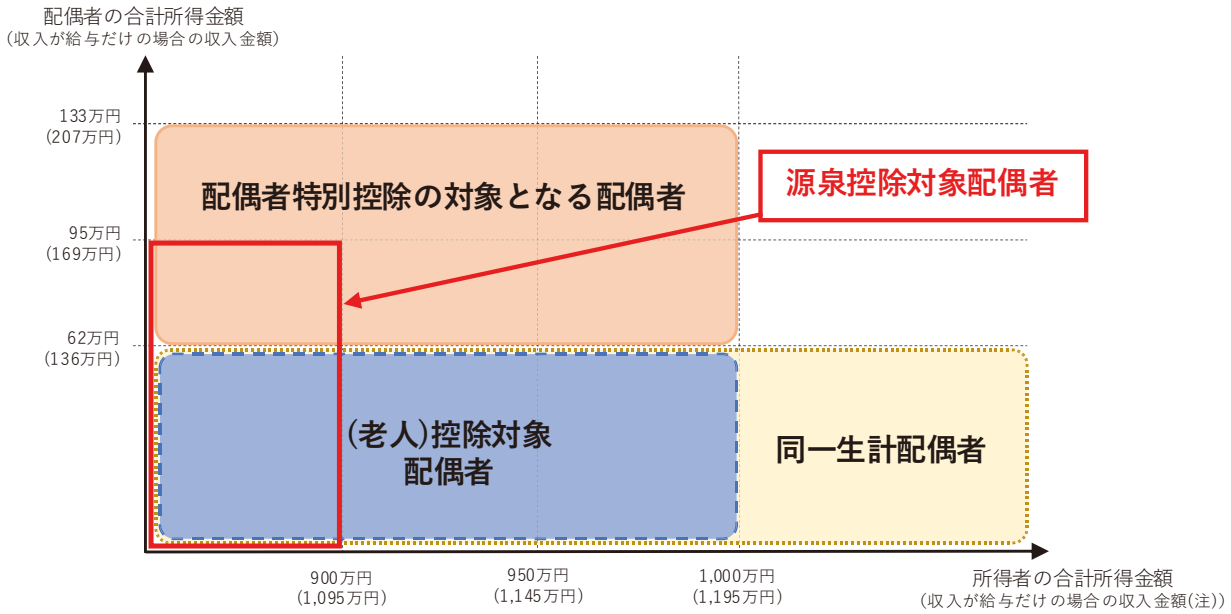
税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行いますが、この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者（注1・2）と源泉控除対象親族（注1・2）との合計数をいいます。また、給与の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に１人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に１人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「令和９年分　源泉徴収税額表」19ページを参照してください。

（注）１　扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。

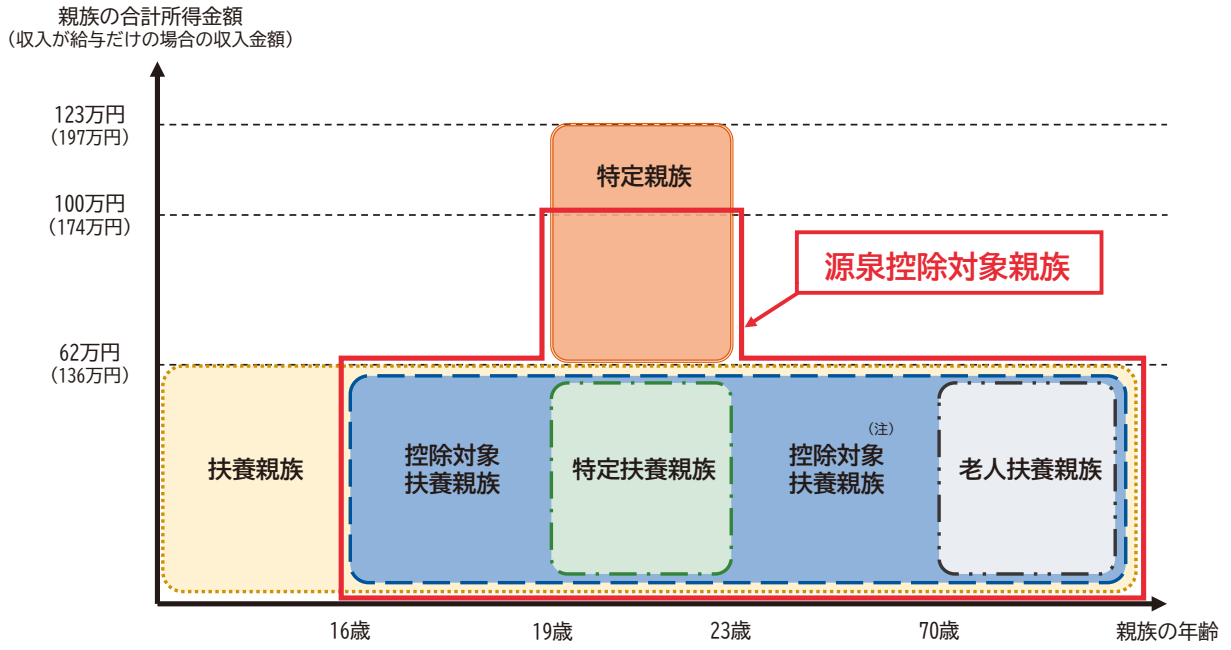
２　源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等（異動）申告書に親族関係書類（その国外居住親族である源泉控除対象親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する場合には、親族関係書類に加えて留学ビザ等書類）が添付等された扶養親族等に限ります。

〔参考〕 源泉控除対象配偶者の範囲



（注）所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は括弧内の金額とは異なります。

〔参考〕 源泉控除対象親族の範囲



（注） 年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

令和８年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

（一）　　（～2,583,999円）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
741,000 円未満		0				2,384,000	2,388,000	1,588,800
			2,191,000	2,193,000	1,451,000	2,388,000	2,392,000	1,591,600
			2,193,000	2,196,000	1,453,000	2,392,000	2,396,000	1,594,400
			2,196,000	2,200,000	1,456,000	2,396,000	2,400,000	1,597,200
			2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000
741,000	2,191,000	給与等の金額から 740,000 円 を控除した金額	2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800
			2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600
			2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400
			2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200
			2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000
			2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800
			2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600
			2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400
			2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200
			2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000
			2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800
			2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600
			2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400
			2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200
			2,260,000	2,264,000	1,502,000	2,460,000	2,464,000	1,642,000
			2,264,000	2,268,000	1,504,800	2,464,000	2,468,000	1,644,800
			2,268,000	2,272,000	1,507,600	2,468,000	2,472,000	1,647,600
			2,272,000	2,276,000	1,510,400	2,472,000	2,476,000	1,650,400
			2,276,000	2,280,000	1,513,200	2,476,000	2,480,000	1,653,200
			2,280,000	2,284,000	1,516,000	2,480,000	2,484,000	1,656,000
			2,284,000	2,288,000	1,518,800	2,484,000	2,488,000	1,658,800
			2,288,000	2,292,000	1,521,600	2,488,000	2,492,000	1,661,600
			2,292,000	2,296,000	1,524,400	2,492,000	2,496,000	1,664,400
			2,296,000	2,300,000	1,527,200	2,496,000	2,500,000	1,667,200
			2,300,000	2,304,000	1,530,000	2,500,000	2,504,000	1,670,000
			2,304,000	2,308,000	1,532,800	2,504,000	2,508,000	1,672,800
			2,308,000	2,312,000	1,535,600	2,508,000	2,512,000	1,675,600
			2,312,000	2,316,000	1,538,400	2,512,000	2,516,000	1,678,400
			2,316,000	2,320,000	1,541,200	2,516,000	2,520,000	1,681,200
			2,320,000	2,324,000	1,544,000	2,520,000	2,524,000	1,684,000
			2,324,000	2,328,000	1,546,800	2,524,000	2,528,000	1,686,800
			2,328,000	2,332,000	1,549,600	2,528,000	2,532,000	1,689,600
			2,332,000	2,336,000	1,552,400	2,532,000	2,536,000	1,692,400
			2,336,000	2,340,000	1,555,200	2,536,000	2,540,000	1,695,200
			2,340,000	2,344,000	1,558,000	2,540,000	2,544,000	1,698,000
			2,344,000	2,348,000	1,560,800	2,544,000	2,548,000	1,700,800
			2,348,000	2,352,000	1,563,600	2,548,000	2,552,000	1,703,600
			2,352,000	2,356,000	1,566,400	2,552,000	2,556,000	1,706,400
			2,356,000	2,360,000	1,569,200	2,556,000	2,560,000	1,709,200
			2,360,000	2,364,000	1,572,000	2,560,000	2,564,000	1,712,000
			2,364,000	2,368,000	1,574,800	2,564,000	2,568,000	1,714,800
			2,368,000	2,372,000	1,577,600	2,568,000	2,572,000	1,717,600
			2,372,000	2,376,000	1,580,400	2,572,000	2,576,000	1,720,400
			2,376,000	2,380,000	1,583,200	2,576,000	2,580,000	1,723,200
			2,380,000	2,384,000	1,586,000	2,580,000	2,584,000	1,726,000

（二）

（2,584,000円～3,183,999円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,584,000	2,588,000	1,728,800	2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800
2,588,000	2,592,000	1,731,600	2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600
2,592,000	2,596,000	1,734,400	2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400
2,596,000	2,600,000	1,737,200	2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200
2,600,000	2,604,000	1,740,000	2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000
2,604,000	2,608,000	1,742,800	2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800
2,608,000	2,612,000	1,745,600	2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600
2,612,000	2,616,000	1,748,400	2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400
2,616,000	2,620,000	1,751,200	2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200
2,620,000	2,624,000	1,754,000	2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000
2,624,000	2,628,000	1,756,800	2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800
2,628,000	2,632,000	1,759,600	2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600
2,632,000	2,636,000	1,762,400	2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400
2,636,000	2,640,000	1,765,200	2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200
2,640,000	2,644,000	1,768,000	2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000
2,644,000	2,648,000	1,770,800	2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800
2,648,000	2,652,000	1,773,600	2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600
2,652,000	2,656,000	1,776,400	2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400
2,656,000	2,660,000	1,779,200	2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200
2,660,000	2,664,000	1,782,000	2,860,000	2,864,000	1,922,000	3,060,000	3,064,000	2,062,000
2,664,000	2,668,000	1,784,800	2,864,000	2,868,000	1,924,800	3,064,000	3,068,000	2,064,800
2,668,000	2,672,000	1,787,600	2,868,000	2,872,000	1,927,600	3,068,000	3,072,000	2,067,600
2,672,000	2,676,000	1,790,400	2,872,000	2,876,000	1,930,400	3,072,000	3,076,000	2,070,400
2,676,000	2,680,000	1,793,200	2,876,000	2,880,000	1,933,200	3,076,000	3,080,000	2,073,200
2,680,000	2,684,000	1,796,000	2,880,000	2,884,000	1,936,000	3,080,000	3,084,000	2,076,000
2,684,000	2,688,000	1,798,800	2,884,000	2,888,000	1,938,800	3,084,000	3,088,000	2,078,800
2,688,000	2,692,000	1,801,600	2,888,000	2,892,000	1,941,600	3,088,000	3,092,000	2,081,600
2,692,000	2,696,000	1,804,400	2,892,000	2,896,000	1,944,400	3,092,000	3,096,000	2,084,400
2,696,000	2,700,000	1,807,200	2,896,000	2,900,000	1,947,200	3,096,000	3,100,000	2,087,200
2,700,000	2,704,000	1,810,000	2,900,000	2,904,000	1,950,000	3,100,000	3,104,000	2,090,000
2,704,000	2,708,000	1,812,800	2,904,000	2,908,000	1,952,800	3,104,000	3,108,000	2,092,800
2,708,000	2,712,000	1,815,600	2,908,000	2,912,000	1,955,600	3,108,000	3,112,000	2,095,600
2,712,000	2,716,000	1,818,400	2,912,000	2,916,000	1,958,400	3,112,000	3,116,000	2,098,400
2,716,000	2,720,000	1,821,200	2,916,000	2,920,000	1,961,200	3,116,000	3,120,000	2,101,200
2,720,000	2,724,000	1,824,000	2,920,000	2,924,000	1,964,000	3,120,000	3,124,000	2,104,000
2,724,000	2,728,000	1,826,800	2,924,000	2,928,000	1,966,800	3,124,000	3,128,000	2,106,800
2,728,000	2,732,000	1,829,600	2,928,000	2,932,000	1,969,600	3,128,000	3,132,000	2,109,600
2,732,000	2,736,000	1,832,400	2,932,000	2,936,000	1,972,400	3,132,000	3,136,000	2,112,400
2,736,000	2,740,000	1,835,200	2,936,000	2,940,000	1,975,200	3,136,000	3,140,000	2,115,200
2,740,000	2,744,000	1,838,000	2,940,000	2,944,000	1,978,000	3,140,000	3,144,000	2,118,000
2,744,000	2,748,000	1,840,800	2,944,000	2,948,000	1,980,800	3,144,000	3,148,000	2,120,800
2,748,000	2,752,000	1,843,600	2,948,000	2,952,000	1,983,600	3,148,000	3,152,000	2,123,600
2,752,000	2,756,000	1,846,400	2,952,000	2,956,000	1,986,400	3,152,000	3,156,000	2,126,400
2,756,000	2,760,000	1,849,200	2,956,000	2,960,000	1,989,200	3,156,000	3,160,000	2,129,200
2,760,000	2,764,000	1,852,000	2,960,000	2,964,000	1,992,000	3,160,000	3,164,000	2,132,000
2,764,000	2,768,000	1,854,800	2,964,000	2,968,000	1,994,800	3,164,000	3,168,000	2,134,800
2,768,000	2,772,000	1,857,600	2,968,000	2,972,000	1,997,600	3,168,000	3,172,000	2,137,600
2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400	3,172,000	3,176,000	2,140,400
2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200	3,176,000	3,180,000	2,143,200
2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000	3,180,000	3,184,000	2,146,000

（三）

（3,184,000円～3,783,999円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,184,000	3,188,000	2,148,800	3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800
3,188,000	3,192,000	2,151,600	3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600
3,192,000	3,196,000	2,154,400	3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400
3,196,000	3,200,000	2,157,200	3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200
3,200,000	3,204,000	2,160,000	3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000
3,204,000	3,208,000	2,162,800	3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200
3,208,000	3,212,000	2,165,600	3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400
3,212,000	3,216,000	2,168,400	3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600
3,216,000	3,220,000	2,171,200	3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800
3,220,000	3,224,000	2,174,000	3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000
3,224,000	3,228,000	2,176,800	3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200
3,228,000	3,232,000	2,179,600	3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400
3,232,000	3,236,000	2,182,400	3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600
3,236,000	3,240,000	2,185,200	3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800
3,240,000	3,244,000	2,188,000	3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000
3,244,000	3,248,000	2,190,800	3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200
3,248,000	3,252,000	2,193,600	3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400
3,252,000	3,256,000	2,196,400	3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600
3,256,000	3,260,000	2,199,200	3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800
3,260,000	3,264,000	2,202,000	3,460,000	3,464,000	2,342,000	3,660,000	3,664,000	2,488,000
3,264,000	3,268,000	2,204,800	3,464,000	3,468,000	2,344,800	3,664,000	3,668,000	2,491,200
3,268,000	3,272,000	2,207,600	3,468,000	3,472,000	2,347,600	3,668,000	3,672,000	2,494,400
3,272,000	3,276,000	2,210,400	3,472,000	3,476,000	2,350,400	3,672,000	3,676,000	2,497,600
3,276,000	3,280,000	2,213,200	3,476,000	3,480,000	2,353,200	3,676,000	3,680,000	2,500,800
3,280,000	3,284,000	2,216,000	3,480,000	3,484,000	2,356,000	3,680,000	3,684,000	2,504,000
3,284,000	3,288,000	2,218,800	3,484,000	3,488,000	2,358,800	3,684,000	3,688,000	2,507,200
3,288,000	3,292,000	2,221,600	3,488,000	3,492,000	2,361,600	3,688,000	3,692,000	2,510,400
3,292,000	3,296,000	2,224,400	3,492,000	3,496,000	2,364,400	3,692,000	3,696,000	2,513,600
3,296,000	3,300,000	2,227,200	3,496,000	3,500,000	2,367,200	3,696,000	3,700,000	2,516,800
3,300,000	3,304,000	2,230,000	3,500,000	3,504,000	2,370,000	3,700,000	3,704,000	2,520,000
3,304,000	3,308,000	2,232,800	3,504,000	3,508,000	2,372,800	3,704,000	3,708,000	2,523,200
3,308,000	3,312,000	2,235,600	3,508,000	3,512,000	2,375,600	3,708,000	3,712,000	2,526,400
3,312,000	3,316,000	2,238,400	3,512,000	3,516,000	2,378,400	3,712,000	3,716,000	2,529,600
3,316,000	3,320,000	2,241,200	3,516,000	3,520,000	2,381,200	3,716,000	3,720,000	2,532,800
3,320,000	3,324,000	2,244,000	3,520,000	3,524,000	2,384,000	3,720,000	3,724,000	2,536,000
3,324,000	3,328,000	2,246,800	3,524,000	3,528,000	2,386,800	3,724,000	3,728,000	2,539,200
3,328,000	3,332,000	2,249,600	3,528,000	3,532,000	2,389,600	3,728,000	3,732,000	2,542,400
3,332,000	3,336,000	2,252,400	3,532,000	3,536,000	2,392,400	3,732,000	3,736,000	2,545,600
3,336,000	3,340,000	2,255,200	3,536,000	3,540,000	2,395,200	3,736,000	3,740,000	2,548,800
3,340,000	3,344,000	2,258,000	3,540,000	3,544,000	2,398,000	3,740,000	3,744,000	2,552,000
3,344,000	3,348,000	2,260,800	3,544,000	3,548,000	2,400,800	3,744,000	3,748,000	2,555,200
3,348,000	3,352,000	2,263,600	3,548,000	3,552,000	2,403,600	3,748,000	3,752,000	2,558,400
3,352,000	3,356,000	2,266,400	3,552,000	3,556,000	2,406,400	3,752,000	3,756,000	2,561,600
3,356,000	3,360,000	2,269,200	3,556,000	3,560,000	2,409,200	3,756,000	3,760,000	2,564,800
3,360,000	3,364,000	2,272,000	3,560,000	3,564,000	2,412,000	3,760,000	3,764,000	2,568,000
3,364,000	3,368,000	2,274,800	3,564,000	3,568,000	2,414,800	3,764,000	3,768,000	2,571,200
3,368,000	3,372,000	2,277,600	3,568,000	3,572,000	2,417,600	3,768,000	3,772,000	2,574,400
3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400	3,772,000	3,776,000	2,577,600
3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200	3,776,000	3,780,000	2,580,800
3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000	3,780,000	3,784,000	2,584,000

（四）

（3,784,000円～4,383,999円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,784,000	3,788,000	2,587,200	3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200
3,788,000	3,792,000	2,590,400	3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400
3,792,000	3,796,000	2,593,600	3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600
3,796,000	3,800,000	2,596,800	3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800
3,800,000	3,804,000	2,600,000	4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000
3,804,000	3,808,000	2,603,200	4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200
3,808,000	3,812,000	2,606,400	4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400
3,812,000	3,816,000	2,609,600	4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600
3,816,000	3,820,000	2,612,800	4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800
3,820,000	3,824,000	2,616,000	4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000
3,824,000	3,828,000	2,619,200	4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200
3,828,000	3,832,000	2,622,400	4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400
3,832,000	3,836,000	2,625,600	4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600
3,836,000	3,840,000	2,628,800	4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800
3,840,000	3,844,000	2,632,000	4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000
3,844,000	3,848,000	2,635,200	4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200
3,848,000	3,852,000	2,638,400	4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400
3,852,000	3,856,000	2,641,600	4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600
3,856,000	3,860,000	2,644,800	4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800
3,860,000	3,864,000	2,648,000	4,060,000	4,064,000	2,808,000	4,260,000	4,264,000	2,968,000
3,864,000	3,868,000	2,651,200	4,064,000	4,068,000	2,811,200	4,264,000	4,268,000	2,971,200
3,868,000	3,872,000	2,654,400	4,068,000	4,072,000	2,814,400	4,268,000	4,272,000	2,974,400
3,872,000	3,876,000	2,657,600	4,072,000	4,076,000	2,817,600	4,272,000	4,276,000	2,977,600
3,876,000	3,880,000	2,660,800	4,076,000	4,080,000	2,820,800	4,276,000	4,280,000	2,980,800
3,880,000	3,884,000	2,664,000	4,080,000	4,084,000	2,824,000	4,280,000	4,284,000	2,984,000
3,884,000	3,888,000	2,667,200	4,084,000	4,088,000	2,827,200	4,284,000	4,288,000	2,987,200
3,888,000	3,892,000	2,670,400	4,088,000	4,092,000	2,830,400	4,288,000	4,292,000	2,990,400
3,892,000	3,896,000	2,673,600	4,092,000	4,096,000	2,833,600	4,292,000	4,296,000	2,993,600
3,896,000	3,900,000	2,676,800	4,096,000	4,100,000	2,836,800	4,296,000	4,300,000	2,996,800
3,900,000	3,904,000	2,680,000	4,100,000	4,104,000	2,840,000	4,300,000	4,304,000	3,000,000
3,904,000	3,908,000	2,683,200	4,104,000	4,108,000	2,843,200	4,304,000	4,308,000	3,003,200
3,908,000	3,912,000	2,686,400	4,108,000	4,112,000	2,846,400	4,308,000	4,312,000	3,006,400
3,912,000	3,916,000	2,689,600	4,112,000	4,116,000	2,849,600	4,312,000	4,316,000	3,009,600
3,916,000	3,920,000	2,692,800	4,116,000	4,120,000	2,852,800	4,316,000	4,320,000	3,012,800
3,920,000	3,924,000	2,696,000	4,120,000	4,124,000	2,856,000	4,320,000	4,324,000	3,016,000
3,924,000	3,928,000	2,699,200	4,124,000	4,128,000	2,859,200	4,324,000	4,328,000	3,019,200
3,928,000	3,932,000	2,702,400	4,128,000	4,132,000	2,862,400	4,328,000	4,332,000	3,022,400
3,932,000	3,936,000	2,705,600	4,132,000	4,136,000	2,865,600	4,332,000	4,336,000	3,025,600
3,936,000	3,940,000	2,708,800	4,136,000	4,140,000	2,868,800	4,336,000	4,340,000	3,028,800
3,940,000	3,944,000	2,712,000	4,140,000	4,144,000	2,872,000	4,340,000	4,344,000	3,032,000
3,944,000	3,948,000	2,715,200	4,144,000	4,148,000	2,875,200	4,344,000	4,348,000	3,035,200
3,948,000	3,952,000	2,718,400	4,148,000	4,152,000	2,878,400	4,348,000	4,352,000	3,038,400
3,952,000	3,956,000	2,721,600	4,152,000	4,156,000	2,881,600	4,352,000	4,356,000	3,041,600
3,956,000	3,960,000	2,724,800	4,156,000	4,160,000	2,884,800	4,356,000	4,360,000	3,044,800
3,960,000	3,964,000	2,728,000	4,160,000	4,164,000	2,888,000	4,360,000	4,364,000	3,048,000
3,964,000	3,968,000	2,731,200	4,164,000	4,168,000	2,891,200	4,364,000	4,368,000	3,051,200
3,968,000	3,972,000	2,734,400	4,168,000	4,172,000	2,894,400	4,368,000	4,372,000	3,054,400
3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600	4,372,000	4,376,000	3,057,600
3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800	4,376,000	4,380,000	3,060,800
3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000	4,380,000	4,384,000	3,064,000

（五）

（4,384,000円～4,983,999円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,384,000	4,388,000	3,067,200	4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200
4,388,000	4,392,000	3,070,400	4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400
4,392,000	4,396,000	3,073,600	4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600
4,396,000	4,400,000	3,076,800	4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800
4,400,000	4,404,000	3,080,000	4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000
4,404,000	4,408,000	3,083,200	4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200
4,408,000	4,412,000	3,086,400	4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400
4,412,000	4,416,000	3,089,600	4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600
4,416,000	4,420,000	3,092,800	4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800
4,420,000	4,424,000	3,096,000	4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000
4,424,000	4,428,000	3,099,200	4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200
4,428,000	4,432,000	3,102,400	4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400
4,432,000	4,436,000	3,105,600	4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600
4,436,000	4,440,000	3,108,800	4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800
4,440,000	4,444,000	3,112,000	4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000
4,444,000	4,448,000	3,115,200	4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200
4,448,000	4,452,000	3,118,400	4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400
4,452,000	4,456,000	3,121,600	4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600
4,456,000	4,460,000	3,124,800	4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800
4,460,000	4,464,000	3,128,000	4,660,000	4,664,000	3,288,000	4,860,000	4,864,000	3,448,000
4,464,000	4,468,000	3,131,200	4,664,000	4,668,000	3,291,200	4,864,000	4,868,000	3,451,200
4,468,000	4,472,000	3,134,400	4,668,000	4,672,000	3,294,400	4,868,000	4,872,000	3,454,400
4,472,000	4,476,000	3,137,600	4,672,000	4,676,000	3,297,600	4,872,000	4,876,000	3,457,600
4,476,000	4,480,000	3,140,800	4,676,000	4,680,000	3,300,800	4,876,000	4,880,000	3,460,800
4,480,000	4,484,000	3,144,000	4,680,000	4,684,000	3,304,000	4,880,000	4,884,000	3,464,000
4,484,000	4,488,000	3,147,200	4,684,000	4,688,000	3,307,200	4,884,000	4,888,000	3,467,200
4,488,000	4,492,000	3,150,400	4,688,000	4,692,000	3,310,400	4,888,000	4,892,000	3,470,400
4,492,000	4,496,000	3,153,600	4,692,000	4,696,000	3,313,600	4,892,000	4,896,000	3,473,600
4,496,000	4,500,000	3,156,800	4,696,000	4,700,000	3,316,800	4,896,000	4,900,000	3,476,800
4,500,000	4,504,000	3,160,000	4,700,000	4,704,000	3,320,000	4,900,000	4,904,000	3,480,000
4,504,000	4,508,000	3,163,200	4,704,000	4,708,000	3,323,200	4,904,000	4,908,000	3,483,200
4,508,000	4,512,000	3,166,400	4,708,000	4,712,000	3,326,400	4,908,000	4,912,000	3,486,400
4,512,000	4,516,000	3,169,600	4,712,000	4,716,000	3,329,600	4,912,000	4,916,000	3,489,600
4,516,000	4,520,000	3,172,800	4,716,000	4,720,000	3,332,800	4,916,000	4,920,000	3,492,800
4,520,000	4,524,000	3,176,000	4,720,000	4,724,000	3,336,000	4,920,000	4,924,000	3,496,000
4,524,000	4,528,000	3,179,200	4,724,000	4,728,000	3,339,200	4,924,000	4,928,000	3,499,200
4,528,000	4,532,000	3,182,400	4,728,000	4,732,000	3,342,400	4,928,000	4,932,000	3,502,400
4,532,000	4,536,000	3,185,600	4,732,000	4,736,000	3,345,600	4,932,000	4,936,000	3,505,600
4,536,000	4,540,000	3,188,800	4,736,000	4,740,000	3,348,800	4,936,000	4,940,000	3,508,800
4,540,000	4,544,000	3,192,000	4,740,000	4,744,000	3,352,000	4,940,000	4,944,000	3,512,000
4,544,000	4,548,000	3,195,200	4,744,000	4,748,000	3,355,200	4,944,000	4,948,000	3,515,200
4,548,000	4,552,000	3,198,400	4,748,000	4,752,000	3,358,400	4,948,000	4,952,000	3,518,400
4,552,000	4,556,000	3,201,600	4,752,000	4,756,000	3,361,600	4,952,000	4,956,000	3,521,600
4,556,000	4,560,000	3,204,800	4,756,000	4,760,000	3,364,800	4,956,000	4,960,000	3,524,800
4,560,000	4,564,000	3,208,000	4,760,000	4,764,000	3,368,000	4,960,000	4,964,000	3,528,000
4,564,000	4,568,000	3,211,200	4,764,000	4,768,000	3,371,200	4,964,000	4,968,000	3,531,200
4,568,000	4,572,000	3,214,400	4,768,000	4,772,000	3,374,400	4,968,000	4,972,000	3,534,400
4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600	4,972,000	4,976,000	3,537,600
4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800	4,976,000	4,980,000	3,540,800
4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000	4,980,000	4,984,000	3,544,000

（六）

（4,984,000円～5,583,999円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,984,000	4,988,000	3,547,200	5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200
4,988,000	4,992,000	3,550,400	5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400
4,992,000	4,996,000	3,553,600	5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600
4,996,000	5,000,000	3,556,800	5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800
5,000,000	5,004,000	3,560,000	5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000
5,004,000	5,008,000	3,563,200	5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200
5,008,000	5,012,000	3,566,400	5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400
5,012,000	5,016,000	3,569,600	5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600
5,016,000	5,020,000	3,572,800	5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800
5,020,000	5,024,000	3,576,000	5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000
5,024,000	5,028,000	3,579,200	5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200
5,028,000	5,032,000	3,582,400	5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400
5,032,000	5,036,000	3,585,600	5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600
5,036,000	5,040,000	3,588,800	5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800
5,040,000	5,044,000	3,592,000	5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000
5,044,000	5,048,000	3,595,200	5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200
5,048,000	5,052,000	3,598,400	5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400
5,052,000	5,056,000	3,601,600	5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600
5,056,000	5,060,000	3,604,800	5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800
5,060,000	5,064,000	3,608,000	5,260,000	5,264,000	3,768,000	5,460,000	5,464,000	3,928,000
5,064,000	5,068,000	3,611,200	5,264,000	5,268,000	3,771,200	5,464,000	5,468,000	3,931,200
5,068,000	5,072,000	3,614,400	5,268,000	5,272,000	3,774,400	5,468,000	5,472,000	3,934,400
5,072,000	5,076,000	3,617,600	5,272,000	5,276,000	3,777,600	5,472,000	5,476,000	3,937,600
5,076,000	5,080,000	3,620,800	5,276,000	5,280,000	3,780,800	5,476,000	5,480,000	3,940,800
5,080,000	5,084,000	3,624,000	5,280,000	5,284,000	3,784,000	5,480,000	5,484,000	3,944,000
5,084,000	5,088,000	3,627,200	5,284,000	5,288,000	3,787,200	5,484,000	5,488,000	3,947,200
5,088,000	5,092,000	3,630,400	5,288,000	5,292,000	3,790,400	5,488,000	5,492,000	3,950,400
5,092,000	5,096,000	3,633,600	5,292,000	5,296,000	3,793,600	5,492,000	5,496,000	3,953,600
5,096,000	5,100,000	3,636,800	5,296,000	5,300,000	3,796,800	5,496,000	5,500,000	3,956,800
5,100,000	5,104,000	3,640,000	5,300,000	5,304,000	3,800,000	5,500,000	5,504,000	3,960,000
5,104,000	5,108,000	3,643,200	5,304,000	5,308,000	3,803,200	5,504,000	5,508,000	3,963,200
5,108,000	5,112,000	3,646,400	5,308,000	5,312,000	3,806,400	5,508,000	5,512,000	3,966,400
5,112,000	5,116,000	3,649,600	5,312,000	5,316,000	3,809,600	5,512,000	5,516,000	3,969,600
5,116,000	5,120,000	3,652,800	5,316,000	5,320,000	3,812,800	5,516,000	5,520,000	3,972,800
5,120,000	5,124,000	3,656,000	5,320,000	5,324,000	3,816,000	5,520,000	5,524,000	3,976,000
5,124,000	5,128,000	3,659,200	5,324,000	5,328,000	3,819,200	5,524,000	5,528,000	3,979,200
5,128,000	5,132,000	3,662,400	5,328,000	5,332,000	3,822,400	5,528,000	5,532,000	3,982,400
5,132,000	5,136,000	3,665,600	5,332,000	5,336,000	3,825,600	5,532,000	5,536,000	3,985,600
5,136,000	5,140,000	3,668,800	5,336,000	5,340,000	3,828,800	5,536,000	5,540,000	3,988,800
5,140,000	5,144,000	3,672,000	5,340,000	5,344,000	3,832,000	5,540,000	5,544,000	3,992,000
5,144,000	5,148,000	3,675,200	5,344,000	5,348,000	3,835,200	5,544,000	5,548,000	3,995,200
5,148,000	5,152,000	3,678,400	5,348,000	5,352,000	3,838,400	5,548,000	5,552,000	3,998,400
5,152,000	5,156,000	3,681,600	5,352,000	5,356,000	3,841,600	5,552,000	5,556,000	4,001,600
5,156,000	5,160,000	3,684,800	5,356,000	5,360,000	3,844,800	5,556,000	5,560,000	4,004,800
5,160,000	5,164,000	3,688,000	5,360,000	5,364,000	3,848,000	5,560,000	5,564,000	4,008,000
5,164,000	5,168,000	3,691,200	5,364,000	5,368,000	3,851,200	5,564,000	5,568,000	4,011,200
5,168,000	5,172,000	3,694,400	5,368,000	5,372,000	3,854,400	5,568,000	5,572,000	4,014,400
5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600	5,572,000	5,576,000	4,017,600
5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800	5,576,000	5,580,000	4,020,800
5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000	5,580,000	5,584,000	4,024,000

（七）

（5,584,000円～6,183,999円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,584,000	5,588,000	4,027,200	5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200
5,588,000	5,592,000	4,030,400	5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400
5,592,000	5,596,000	4,033,600	5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600
5,596,000	5,600,000	4,036,800	5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800
5,600,000	5,604,000	4,040,000	5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000
5,604,000	5,608,000	4,043,200	5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200
5,608,000	5,612,000	4,046,400	5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400
5,612,000	5,616,000	4,049,600	5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600
5,616,000	5,620,000	4,052,800	5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800
5,620,000	5,624,000	4,056,000	5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000
5,624,000	5,628,000	4,059,200	5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200
5,628,000	5,632,000	4,062,400	5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400
5,632,000	5,636,000	4,065,600	5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600
5,636,000	5,640,000	4,068,800	5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800
5,640,000	5,644,000	4,072,000	5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000
5,644,000	5,648,000	4,075,200	5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200
5,648,000	5,652,000	4,078,400	5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400
5,652,000	5,656,000	4,081,600	5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600
5,656,000	5,660,000	4,084,800	5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800
5,660,000	5,664,000	4,088,000	5,860,000	5,864,000	4,248,000	6,060,000	6,064,000	4,408,000
5,664,000	5,668,000	4,091,200	5,864,000	5,868,000	4,251,200	6,064,000	6,068,000	4,411,200
5,668,000	5,672,000	4,094,400	5,868,000	5,872,000	4,254,400	6,068,000	6,072,000	4,414,400
5,672,000	5,676,000	4,097,600	5,872,000	5,876,000	4,257,600	6,072,000	6,076,000	4,417,600
5,676,000	5,680,000	4,100,800	5,876,000	5,880,000	4,260,800	6,076,000	6,080,000	4,420,800
5,680,000	5,684,000	4,104,000	5,880,000	5,884,000	4,264,000	6,080,000	6,084,000	4,424,000
5,684,000	5,688,000	4,107,200	5,884,000	5,888,000	4,267,200	6,084,000	6,088,000	4,427,200
5,688,000	5,692,000	4,110,400	5,888,000	5,892,000	4,270,400	6,088,000	6,092,000	4,430,400
5,692,000	5,696,000	4,113,600	5,892,000	5,896,000	4,273,600	6,092,000	6,096,000	4,433,600
5,696,000	5,700,000	4,116,800	5,896,000	5,900,000	4,276,800	6,096,000	6,100,000	4,436,800
5,700,000	5,704,000	4,120,000	5,900,000	5,904,000	4,280,000	6,100,000	6,104,000	4,440,000
5,704,000	5,708,000	4,123,200	5,904,000	5,908,000	4,283,200	6,104,000	6,108,000	4,443,200
5,708,000	5,712,000	4,126,400	5,908,000	5,912,000	4,286,400	6,108,000	6,112,000	4,446,400
5,712,000	5,716,000	4,129,600	5,912,000	5,916,000	4,289,600	6,112,000	6,116,000	4,449,600
5,716,000	5,720,000	4,132,800	5,916,000	5,920,000	4,292,800	6,116,000	6,120,000	4,452,800
5,720,000	5,724,000	4,136,000	5,920,000	5,924,000	4,296,000	6,120,000	6,124,000	4,456,000
5,724,000	5,728,000	4,139,200	5,924,000	5,928,000	4,299,200	6,124,000	6,128,000	4,459,200
5,728,000	5,732,000	4,142,400	5,928,000	5,932,000	4,302,400	6,128,000	6,132,000	4,462,400
5,732,000	5,736,000	4,145,600	5,932,000	5,936,000	4,305,600	6,132,000	6,136,000	4,465,600
5,736,000	5,740,000	4,148,800	5,936,000	5,940,000	4,308,800	6,136,000	6,140,000	4,468,800
5,740,000	5,744,000	4,152,000	5,940,000	5,944,000	4,312,000	6,140,000	6,144,000	4,472,000
5,744,000	5,748,000	4,155,200	5,944,000	5,948,000	4,315,200	6,144,000	6,148,000	4,475,200
5,748,000	5,752,000	4,158,400	5,948,000	5,952,000	4,318,400	6,148,000	6,152,000	4,478,400
5,752,000	5,756,000	4,161,600	5,952,000	5,956,000	4,321,600	6,152,000	6,156,000	4,481,600
5,756,000	5,760,000	4,164,800	5,956,000	5,960,000	4,324,800	6,156,000	6,160,000	4,484,800
5,760,000	5,764,000	4,168,000	5,960,000	5,964,000	4,328,000	6,160,000	6,164,000	4,488,000
5,764,000	5,768,000	4,171,200	5,964,000	5,968,000	4,331,200	6,164,000	6,168,000	4,491,200
5,768,000	5,772,000	4,174,400	5,968,000	5,972,000	4,334,400	6,168,000	6,172,000	4,494,400
5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600	6,172,000	6,176,000	4,497,600
5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800	6,176,000	6,180,000	4,500,800
5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000	6,180,000	6,184,000	4,504,000

（八）

（6,184,000円～20,000,000円）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,184,000	6,188,000	4,507,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,188,000	6,192,000	4,510,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,192,000	6,196,000	4,513,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,196,000	6,200,000	4,516,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,200,000	6,204,000	4,520,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,204,000	6,208,000	4,523,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,208,000	6,212,000	4,526,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,212,000	6,216,000	4,529,600	6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,216,000	6,220,000	4,532,800	6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,220,000	6,224,000	4,536,000	6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,224,000	6,228,000	4,539,200	6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,228,000	6,232,000	4,542,400	6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400
6,232,000	6,236,000	4,545,600	6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600
6,236,000	6,240,000	4,548,800	6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800
6,240,000	6,244,000	4,552,000	6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000
6,244,000	6,248,000	4,555,200	6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200
6,248,000	6,252,000	4,558,400	6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400
6,252,000	6,256,000	4,561,600	6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600
6,256,000	6,260,000	4,564,800	6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800
6,260,000	6,264,000	4,568,000	6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000
6,264,000	6,268,000	4,571,200	6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200
6,268,000	6,272,000	4,574,400	6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400
6,272,000	6,276,000	4,577,600	6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600
6,276,000	6,280,000	4,580,800	6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800
6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,440,000	6,444,000	4,712,000			
6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,448,000	6,452,000	4,718,400			
6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,452,000	6,456,000	4,721,600			
6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,456,000	6,460,000	4,724,800			
6,300,000	6,304,000	4,600,000	6,460,000	6,464,000	4,728,000			
6,304,000	6,308,000	4,603,200	6,464,000	6,468,000	4,731,200	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
6,308,000	6,312,000	4,606,400	6,468,000	6,472,000	4,734,400			
6,312,000	6,316,000	4,609,600	6,472,000	6,476,000	4,737,600			
6,316,000	6,320,000	4,612,800	6,476,000	6,480,000	4,740,800			
6,320,000	6,324,000	4,616,000	6,480,000	6,484,000	4,744,000			
6,324,000	6,328,000	4,619,200	6,484,000	6,488,000	4,747,200	20,000,000円		18,050,000円
6,328,000	6,332,000	4,622,400	6,488,000	6,492,000	4,750,400			
6,332,000	6,336,000	4,625,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600			
6,336,000	6,340,000	4,628,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800			
6,340,000	6,344,000	4,632,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、まず、この表の「給与等の金額」欄の該当する行を求め、次にその行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額を求めます。この金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の人の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。

令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額（A）		税　率（B）	控除額（C）	税額＝(A)×(B)－(C)
	1,950,000円以下	5％	—	(A)×５％
1,950,000円超	3,300,000円　〃	10％	97,500円	(A)×10％－97,500円
3,300,000円　〃	6,950,000円　〃	20％	427,500円	(A)×20％－427,500円
6,950,000円　〃	9,000,000円　〃	23％	636,000円	(A)×23％－636,000円
9,000,000円　〃	18,000,000円　〃	33％	1,536,000円	(A)×33％－1,536,000円
18,000,000円　〃	18,050,000円　〃	40％	2,796,000円	(A)×40％－2,796,000円

（注）１　課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
　　２　課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

〔参考〕　令和８年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		所得者の合計所得金額（給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額(注３)）			【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下（1,095万円以下）	900万円超 950万円以下（1,095万円超 1,145万円以下）	950万円超 1,000万円以下（1,145万円超 1,195万円以下）	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 62万円以下	38万円	26万円	13万円	1,360,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 62万円超　95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,360,000円超 1,690,000円以下
	95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,690,000円超 1,740,000円以下
	100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,740,000円超 1,790,000円以下
	105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,790,000円超 1,840,000円以下
	110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,840,000円超 1,890,000円以下
	115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,890,000円超 1,940,000円以下
	120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,940,000円超 1,990,000円以下
	125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,990,000円超 2,040,000円以下
	130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円	2,040,000円超 2,070,000円以下
	133万円超	0円	0円	0円	2,070,000円超

（注）１　合計所得金額（９ページ参照）が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
　　２　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
　　３　所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各金額に15万円を加えてください。
　　また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合も括弧内の各金額とは異なりますので、ご注意ください。

〔参考〕 令和８年分の基礎控除額の表

所得者の合計所得金額		控除額
	489万円以下	104万円
489万円超	655万円以下	67万円
655万円超	2,350万円以下	62万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

（注） 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。

2 合計所得金額（９ページ参照）が2,500万円を超える所得者は、基礎控除の適用を受けることはできません。

〔参考〕 令和８年分の特定親族特別控除額の表

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額(注)）			控除額
62万円超	85万円以下	（136万円超 159万円以下）	63万円
85万円超	90万円以下	（159万円超 164万円以下）	61万円
90万円超	95万円以下	（164万円超 169万円以下）	51万円
95万円超	100万円以下	（169万円超 174万円以下）	41万円
100万円超	105万円以下	（174万円超 179万円以下）	31万円
105万円超	110万円以下	（179万円超 184万円以下）	21万円
110万円超	115万円以下	（184万円超 189万円以下）	11万円
115万円超	120万円以下	（189万円超 194万円以下）	６万円
120万円超	123万円以下	（194万円超 197万円以下）	３万円

（注） 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

〔参考〕 令和８年分の扶養控除額等の表

控除の種類			控除額
(1) 扶養控除 年齢16歳以上の人 （平成23年１月１日以前生）	一般の控除対象扶養親族		380,000円
	特定扶養親族 年齢19歳以上23歳未満の人（平成16年１月２日～平成20年１月１日生）		630,000円
	老人扶養親族 年齢70歳以上の人 （昭和32年１月１日以前生）	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
(2) 障害者控除	一般の障害者		270,000円
	特別障害者		400,000円
	同居特別障害者		750,000円
(3) 寡婦控除			270,000円
(4) ひとり親控除			350,000円
(5) 勤労学生控除			270,000円

年末調整に役立つ情報

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。

【掲載場所】 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm

〔参考〕（設例）　本年最後に支払う給与（賞与）についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

1	年間給与総額（他の所得なし）	8,970,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	156,670円
3	控除した社会保険料等（給与控除分）	1,386,102円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	80,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	35,000円
	支払った介護医療保険料	80,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	30,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	90,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	42,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	14,800円
	（注）支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者（給与所得の金額50万円）	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人
8	特定扶養親族	1人
9	老人扶養親族（同居老親等かつ一般の障害者）	1人
10	特定親族（給与所得の金額100万円）	1人
11	住宅借入金等特別控除額	76,500円

令和8年分　給与所得に対する源泉徴収簿

甲欄 乙欄

所属：経理課　職名：経理係長　住所：（郵便番号 000－000）○○市××町23－7　氏名：（フリガナ）ヤマカワ　タロウ　山川　太郎　（生年月日 明・大・昭・平・令 58年 1月 1日）　整理番号：8

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分

月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
月	円	円	月	円	円

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1 20	590,000 円	90,712 円	499,288 円	6 人	6,320 円	円	6,320 円
	2	2 20	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320
	3	3 19	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320
	4	4 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	5	5 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	6	6 19	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	7	7 17	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	8	8 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	9	9 18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	10	10 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	11	11 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	12	12 18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	計		① 7,170,000	②1,104,222	6,065,778		③ 79,170		
賞与等	6	6 10	900,000	140,940	759,060	6	（税率10.210％）77,500		77,500
	12	12 25	900,000	140,940	759,060	6	（税率 — ％）	過納 ▲115,270	▲115,270
	計		④ 1,800,000	⑤281,880	1,518,120		（税率 ％） ⑥ 77,500	▲115,270	

扶養控除等の申告・各種控除額

申告の有無	区分	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦又はひとり親	勤労学生
有・無	申告月日	⑦ 無	1 人	1 人	1 人	人	⑧ 1人	人	人	寡・ひ	有・⑨
	/	有・無								寡・ひ	有・無
	/	有・無								寡・ひ	有・無
	控除額 1人当たり（万円）		38	63	58	48	27	40	75	27	人
	控除額 合計（万円）		38	63	58		27				人

年末調整	区分	金額	税額
	給料・手当等	① 7,170,000 円	③ 79,170 円
	賞与等	④ 1,800,000	⑥ 77,500
	計	⑦ 8,970,000	⑧ 156,670
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 7,020,000	
	所得金額調整控除額（((⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)）	⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円) 47,000	所得金額調整控除の適用 ㊐・無 （※適用有の場合は⑩に記載）
	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨－⑩）	⑪ 6,973,000	
	社会保険料等 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫ 1,386,102	配偶者の合計所得金額 （ 500,000 円）
	社会保険料等 申告による社会保険料の控除分	⑬ 0	旧長期損害保険料支払額 （ 14,800 円）
	控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 0	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 （ — 円）
	生命保険料の控除額	⑮ 120,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額 （ — 円）
	地震保険料の控除額	⑯ 50,000	
	配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	
	特定親族特別控除額	⑱ 410,000	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲ 1,860,000	
	基礎控除額	⑳ 620,000	
	所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	㉑ 4,826,102	
	差引課税給与所得金額（⑪－㉑）及び算出所得税額	㉒ (1,000円未満切捨て) 2,146,000	㉓ (100円未満切捨て) 117,100
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		㉔ 76,500
	年調所得税額（㉓－㉔、マイナスの場合は0）		㉕ 40,600
	年調年税額（㉕×102.1％）		㉖ (100円未満切捨て) 41,400
	差引 超過額 又は 不足額（㉖－⑧）		㉗ 115,270
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉘
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉙
	差引還付する金額（㉗－㉘－㉙）		㉚ 115,270
	同上のうち 本年中に還付する金額		㉛ 115,270
	同上のうち 翌年において還付する金額		㉜
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額		㉝
	翌年に繰り越して徴収する金額		㉞

※　この説例における年調年税額等の計算方法については、58ページを参照してください。

参考

（設例の説明）

1　この設例は、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。

※　本年最後に支払う給与（給料･手当）に対する税額計算を省略しないで年末調整を行う場合の設例は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm）をご確認ください。

2　1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,970,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（47ページ以下参照）によって求めると7,020,000円（8,970,000円－1,950,000円）になります。

3　本年分の給与の総額が850万円超で、年齢23歳未満の扶養親族を有するため、所得金額調整控除の適用があります。このため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）は、給与所得控除後の給与等の金額7,020,000円から次により求めた所得金額調整控除額47,000円を控除した6,973,000円（7,020,000円－47,000円）となります。

〔所得金額調整控除額〕

本年分の給与の総額				所得金額調整控除額
（8,970,000円	－	8,500,000円）×	10%	＝　47,000円

4　社会保険料等の1,386,102円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。

5　生命保険料の控除額120,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

年齢23歳未満の扶養親族を有するため、一般の生命保険料の控除額は「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合で新生命保険料を支払ったときの計算式」により計算します。

新生命保険料の金額					新生命保険料に係る控除額
80,000円	×	$\frac{1}{4}$	＋　30,000円	＝	50,000円

旧生命保険料の金額					旧生命保険料に係る控除額
35,000円	×	$\frac{1}{2}$	＋　12,500円	＝	30,000円

新生命保険料に係る控除額		旧生命保険料に係る控除額			新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額
50,000円	＋	30,000円	＝	80,000円	→ 60,000円（最高60,000円）

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の60,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は60,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

介護医療保険料の金額					介護医療保険料の控除額
80,000円	×	$\frac{1}{4}$	＋　20,000円	＝	40,000円

〔個人年金保険料の控除額〕

新個人年金保険料の金額					新個人年金保険料に係る控除額
30,000円	×	$\frac{1}{2}$	＋　10,000円	＝	25,000円

旧個人年金保険料の金額					旧個人年金保険料に係る控除額
90,000円	×	$\frac{1}{4}$	＋　25,000円	＝	47,500円

新個人年金保険料に係る控除額		旧個人年金保険料に係る控除額			新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方に係る控除額
25,000円	＋	47,500円	＝	72,500円	→ 40,000円（最高40,000円）

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,500円ですから、個人年金保険料の控除額は47,500円となります。

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保険料の控除額		介護医療保険料の控除額		個人年金保険料の控除額			生命保険料の控除額
60,000円	＋	40,000円	＋	47,500円	＝	147,500円	→ 120,000円(最高120,000円)

参考

6　地震保険料の控除額50,000円は、本年中に支払った地震保険料の合計額42,000円及び旧長期損害保険料の合計額14,800円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

地震保険料に係る控除額		旧長期損害保険料に係る控除額				
42,000円	＋	14,800円 × $\frac{1}{2}$	＋	5,000円	＝ 54,400円 →	50,000円（最高50,000円）

（注）地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

7　「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）6,973,000円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が50万円で62万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

8　「特定親族特別控除額⑱」欄の金額は、特定親族特別控除申告書で計算します。特定親族の合計所得金額が95万円超100万円以下ですので、特定親族特別控除申告書の「控除額の計算」欄の該当欄の金額410,000円が特定親族特別控除額となります。

9　「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄の金額は、「源泉徴収簿」の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄（64ページ参照）により求めた金額の合計額1,860,000円（（一般の控除対象扶養親族１人×380,000円）＋（特定扶養親族１人×630,000円）＋（同居老親等１人×580,000円）＋（一般の障害者１人×270,000円））です。

10　「基礎控除額⑳」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が655万円超2,350万円以下ですので、620,000円が基礎控除額となります。

11　所得控除額の合計額4,826,102円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		配偶者控除額		特定親族特別控除額	扶養控除額等		基礎控除額	
1,386,102円	＋	120,000円	＋	50,000円	＋	380,000円	＋	410,000円	＋ 1,860,000円	＋	620,000円	＝ 4,826,102円

12　差引課税給与所得金額2,146,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）		所得控除額の合計額		差引課税給与所得金額
6,973,000円	－	4,826,102円	＝	2,146,898円→2,146,000円（1,000円未満の端数切捨て）

13　差引課税給与所得金額2,146,000円に対する算出所得税額を「令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（55ページ参照）によって求めると、117,100円となります。

課税給与所得金額		税率		控除額		算出所得税額
2,146,000円	×	10％	－	97,500円	＝	117,100円

14　算出所得税額117,100円から住宅借入金等特別控除額76,500円を控除すると、年調所得税額は40,600円となります。

（注）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（源泉徴収簿の「住宅借入金等特別控除額㉔」欄の金額）を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

15　年調所得税額40,600円に102.1％を乗じて求めた41,400円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。

16　年調年税額41,400円と１月から12月までに徴収された税額の合計額156,670円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が115,270円多いため超過額115,270円が生じます。

17　この超過額115,270円は、過納額として本人に還付することになります。

源泉徴収簿への記入例

1 保険料控除申告書からの転記

令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長　□□

給与の支払者の名称（氏名）　○○○○　株式会社

給与の支払者の法人番号　1 1 2 3 3 4 5 5 6 6 7

給与の支払者の所在地（住所）　□□市△△町３－３

（フリガナ）あなたの氏名　ヤマカワ　タロウ　山川　太郎

あなたの住所又は居所　○○市××町23－７

記載のしかたはこちら

保

（給与所得控除後の金額の算出表）

（八）

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円
6,184,000	6,188,000	4,507,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200
6,188,000	6,192,000	4,510,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400
6,192,000	6,196,000	4,513,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600
6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,440,000	6,444,000	4,712,000
6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,444,000	6,448,000	4,715,200
6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,448,000	6,452,000	4,718,400
6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,452,000	6,456,000	4,721,600
6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,456,000	6,460,000	4,724,800
6,300,000	6,304,000	4,600,000	6,460,000	6,464,000	4,728,000
6,304,000	6,308,000	4,603,200	6,464,000	6,468,000	4,731,200
6,308,000	6,312,000	4,606,400	6,468,000	6,472,000	4,734,400
6,312,000	6,316,000	4,609,600	6,472,000	6,476,000	4,737,600
6,316,000	6,320,000	4,612,800	6,476,000	6,480,000	4,740,800
6,320,000	6,324,000	4,616,000	6,480,000	6,484,000	4,744,000

●この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

生命保険料控除

一般の生命保険料	●●生命	養老	10年	山川　太郎	山川　明子	新	(a)	80,000
	××生命	養老	10年	〃	〃	新	(a)	35,000
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 80,000	旧保険料等の金額の合計額	B 35,000					
介護医療保険料	●●生命	介護	10年	山川　太郎	山川　明子		(a)	80,000
							(a)	
							(a)	
(a)の金額の合計額	C 80,000							
個人年金保険料	●●生命	○○年金	30年	山川　太郎	山川　太郎	新	(a)	30,000
	××生命	○○年金	30年	〃	山川　太郎	新	(a)	90,000
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 30,000	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 90,000					

	計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（旧保険料等用）※		計算式Ⅲ（旧保険料等用）※	
	A、C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	Bの金額	控除額の計算式
	20,000円以下	A、C又はDの金額	30,000円以下	Aの金額	25,000円以下	Bの金額
	20,000円から40,000円まで	A、C又はD×1/2＋10,000	30,000円から60,000円まで	A×1/2＋15,000	25,000円から50,000円まで	B×1/2＋12,500
	40,000円から80,000円まで	A、C又はD×1/4＋20,000	60,000円から120,000円まで	A×1/4＋30,000	50,000円から100,000円まで	B×1/4＋25,000
	80,000円以上	一律に40,000円	120,000円以上	一律に60,000円	100,000円以上	一律に50,000

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名		地震保険料又は旧長期損害保険料	給与の支払者の確認
××火災	地震(建物)	5年	山川　太郎	〃	地震	Ⓐ 42,000
▲▲火災	積立傷害	20年	山川　太郎	〃	地震・旧長期	14,800

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額　Ⓑ 42,000

Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額　Ⓒ 14,800

地震保険料控除額	Ⓑの金額 42,000	(最高50,000円)	Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000 12,400	(最高15,000円)
			(最高50,000円) 50,000

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計（控除額）			

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	

生命保険料控除額計(①+②+③) (最高120,000円)	120,000

★ 年調ソフトなどで入力する方へ

年齢23歳未満の扶養親族の氏名　ヤマカワ　ジロウ

あなたと生計を一にする配偶者やその他親族のうちあなたの合計所得金額が900万円以下の者の氏名及び続柄　山川　二郎

あなたと生計を一にする配偶者やその他親族のうち老人扶養親族の氏名及び続柄　なし

障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、東日本大震災の被災者　3 1 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8

住民税に関する事項　非居住者である親族の人数　0 人

扶養控除等（異動）申告書の内容を基に「扶養控除等の申告」欄を記入します。

甲欄 乙欄

所属　経理課　職名　経理係長　住所　（郵便番号 000－000）○○市××町23－7

氏名　（フリガナ）ヤマカワ　タロウ　山川　太郎　（生年月日 明・大・昭・平・令 58年 1月 1日）

整理番号　8

前の年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分

月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
月	円	円	月	円	円

令和８年分　給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月	日	支給総額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	1 20	590,000	90,712	499,288	6人	6,320		6,320
	2	2 20	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320
	3	3 19	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320
	4	4 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	5	5 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	6	6 19	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	7	7 17	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	8	8 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	9	9 18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	10	10 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	11	11 20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	12	12 18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690
	計		① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 79,170		
賞与等	6	6 10	900,000	140,940	759,060	6	(税率 10.210%) 77,500		77,500
	12	12 25	900,000	140,940	759,060	6	(税率 —%)	過納 ▲115,270	▲115,270
							(税率 %)		
	計		④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 77,500	▲115,270	

（合計額）

扶養控除等の申告・各種控除額

申告の有無	区分	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等	その他	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦又はひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計数
有・無	申告月日							本人・配・扶（1人）	本人・配・扶（人）	配・扶（人）			
	当初	有 無	1人	1人	1人	1人	人	1	人	人	寡・ひ	有 無	当初 人
	/	有・無									寡・ひ	有・無	月 日
	/	有・無									寡・ひ	有・無	人
	1人当たり（万円）		38	63	/	58	48	27	40	75	27		27（寡婦）35（ひとり親）
	控除額合計（万円）		38	63	/	58		27					

区分		金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000 円	③ 79,170 円
賞与等	④	1,800,000	⑥ 77,500
計	⑦	8,970,000	⑧ 156,670
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000	
所得金額調整控除額（((⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0）（1円未満切上げ、最高150,000円）	⑩	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨－⑩）	⑪	6,973,000	
年末調整等 社会保険料控除 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫	1,386,102	
年末調整等 社会保険料控除 申告による社会保険料の控除分	⑬	0（※1）	
年末調整等 小規模企業共済等掛金控除 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	0（※2）	
生命保険料の控除額	⑮	120,000	
地震保険料の控除額	⑯	50,000	
配偶者（特別）控除額	⑰	380,000	
特定親族特別控除額	⑱	410,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲	1,860,000（※5）	
基礎控除額	⑳	620,000	
所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳）	㉑	4,826,102	
差引課税給与所得金額（⑪－㉑）及び算出所得税額（1,000円未満切捨て）	㉒	2,146,000	㉓ 117,100
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	㉔		76,500
年調所得税額（㉓－㉔、マイナスの場合は0）	㉕		40,600
年調年税額（㉕×102.1%）（100円未満切捨て）	㉖		41,400
差引超過額又は不足額（㉖－⑧）	㉗		115,270
超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘		
超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙		
超過額の精算 差引還付する金額（㉗－㉘－㉙）	㉚		115,270
超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額	㉛		115,270
超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額	㉜		
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額	㉝		
不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額	㉞		

所得金額調整控除の適用 ㊐・無（※適用有の場合は⑩に記載）

配偶者の合計所得金額（ 500,000 円）

旧長期損害保険料支払額（ 14,800 円）

⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額（ —（※3）円）

⑬のうち国民年金保険料等の金額（ —（※4）円）

参考

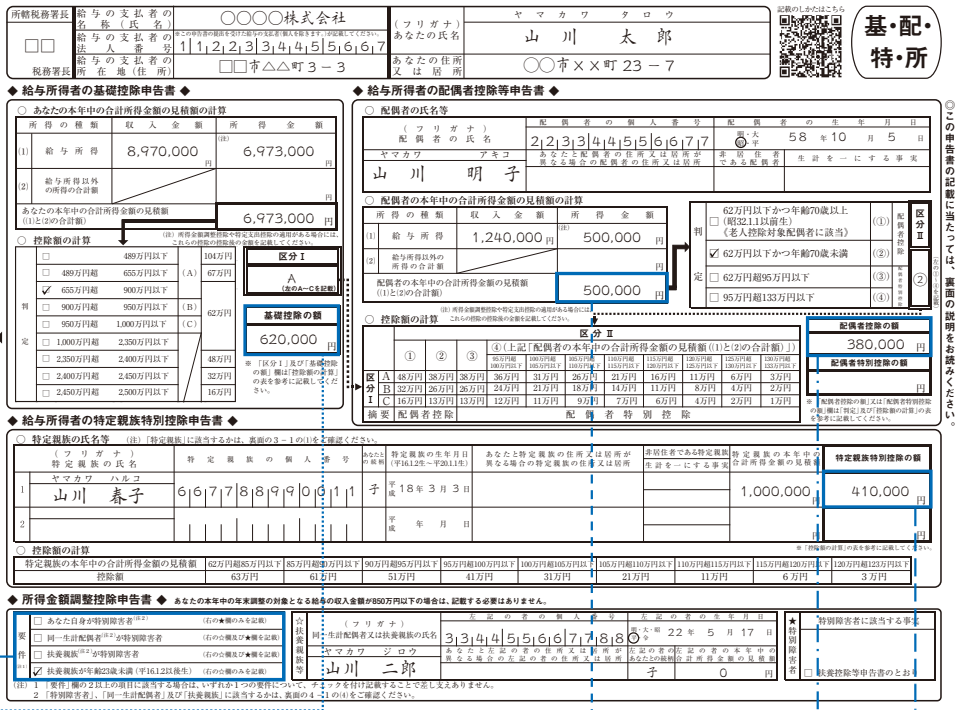
年末調整に役立つ情報

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載されている「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。

【掲載場所】https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm

2 基礎控除申告書・配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書からの転記

令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書



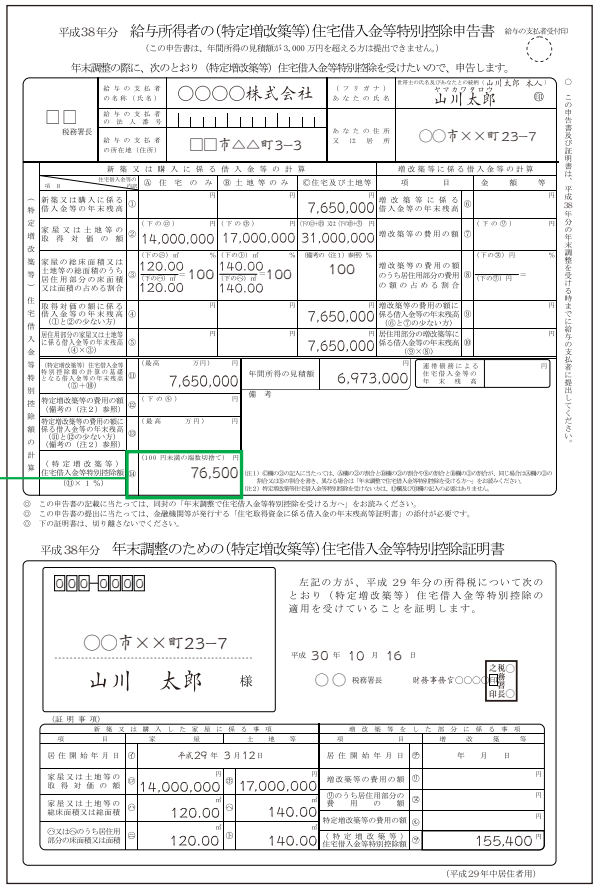
（令和８年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（A）		税　率（B）	控除額（C）	税額＝(A)×(B)－(C)
	1,950,000円以下	5%	—	(A)×５%
1,950,000円超	3,300,000円　〃	10%	97,500円	(A)×10%－97,500円
3,300,000円　〃	6,950,000円　〃	20%	427,500円	(A)×20%－427,500円
6,950,000円　〃	9,000,000円　〃	23%	636,000円	(A)×23%－636,000円
9,000,000円　〃	18,000,000円　〃	33%	1,536,000円	(A)×33%－1,536,000円
18,000,000円　〃	18,050,000円　〃	40%	2,796,000円	(A)×40%－2,796,000円

（注）　1　課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
　　2　課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

源泉徴収簿㉒欄
2,146,000円を速算表にあてはめて
算出所得税額を求めます。
(2,146,000円×10%－97,500円)

3 住宅借入金等特別控除申告書からの転記



（※）　1　⑬欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
　　2　⑭欄は、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」欄の金額を転記してください。
　　3　「⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額」欄は、毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。
　　4　「⑬のうち国民年金保険料等の金額」欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄のうち、国民年金保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金の金額を転記してください。
　　5　⑲欄は、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄の「控除額」の「合計（万円）」欄の各金額の合計額を記入してください。

参考

「令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算例」

以下では、源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄に記載する、扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算方法を説明しています。

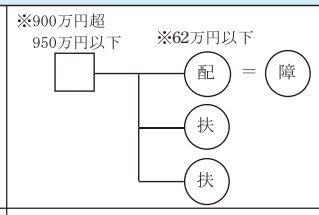
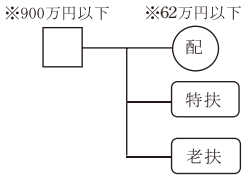
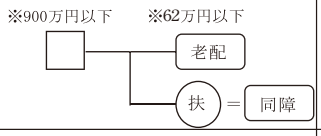
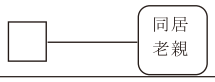
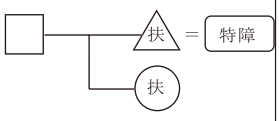
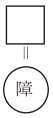
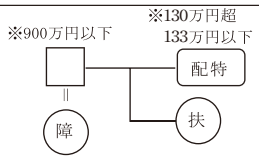
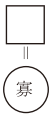
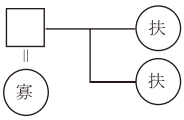
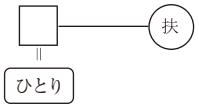
なお、この計算は、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄を使用して行うことができます。

凡　例

□	給与の支払を受ける人（所得者）（※の金額は所得者の合計所得金額（見積額）を示します。）	同居老親	同居老親等である老人扶養親族
配	一般の控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）	老扶	同居老親等以外の老人扶養親族
老配	老人控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）	障	一般の障害者
配特	配偶者特別控除の対象となる配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）	同障	同居特別障害者
扶	一般の控除対象扶養親族	特障	同居特別障害者以外の特別障害者
扶	扶養親族のうち年齢16歳未満の人	寡	寡婦
特扶	特定扶養親族	ひとり	ひとり親
特親	特定親族		

事例			求める控除額の合計額	（参考）配偶者（特別）控除額 ※　源泉徴収簿の⑰欄に記載します。	（参考）特定親族特別控除額 ※　源泉徴収簿の⑱欄に記載します。
１　所得者が障害者、寡婦又は勤労学生でない場合	⑴　控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人	□	－	－	－
	⑵　控除対象配偶者がいる人	※900万円以下　□　※62万円以下　配	－	配　38万円	－
	⑶　控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人	※900万円以下　□　※62万円以下　配　扶	扶　１人×38万円　＝　38万円 計　38万円	配　38万円	－
	⑷　控除対象配偶者、控除対象扶養親族と特定親族がいる場合	※900万円以下　□　※62万円以下　配　扶　※62万円超85万円以下　特親　＝　障	扶　１人×38万円　＝　38万円 計　38万円 ※　特定親族は扶養親族に該当しないため、障は控除の対象となりません。	配　38万円	特親　63万円

参考

事例			求める控除額の合計額	（参考）配偶者（特別）控除額 ※ 源泉徴収簿の⑰欄に記載します。	（参考）特定親族特別控除額 ※ 源泉徴収簿の⑱欄に記載します。
1 所得者が障害者、寡婦又は勤労学生でない場合	(5) 一般の障害者である控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人		扶 2人×38万円 ＝ 76万円 障 1人×27万円 ＝ 27万円 計 103万円	配 26万円	—
	(6) 控除対象配偶者、特定扶養親族及び同居老親等以外の老人扶養親族がいる人		特扶 1人×63万円 ＝ 63万円 老扶 1人×48万円 ＝ 48万円 計 111万円	配 38万円	—
	(7) 老人控除対象配偶者と同居特別障害者である控除対象扶養親族がいる人		扶 1人×38万円 ＝ 38万円 同障 1人×75万円 ＝ 75万円 計 113万円	老配 48万円	—
	(8) 同居老親等である控除対象扶養親族がいる人		同居老親 1人×58万円 ＝ 58万円 計 58万円	—	—
	(9) 同居特別障害者以外の特別障害者である16歳未満の扶養親族と控除対象扶養親族がいる人		扶 1人×38万円 ＝ 38万円 特障 1人×40万円 ＝ 40万円 計 78万円	—	—
2 所得者が一般の障害者である場合	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人		障 1人×27万円 ＝ 27万円 計 27万円	—	—
	(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者と控除対象扶養親族がいる人		扶 1人×38万円 ＝ 38万円 障 1人×27万円 ＝ 27万円 計 65万円	配特 3万円	—
3 所得者が寡婦である場合	(1) 控除対象扶養親族がいない人		寡 27万円 計 27万円	—	—
	(2) 控除対象扶養親族がいる人		扶 2人×38万円 ＝ 76万円 寡 27万円 計 103万円	—	—
4 所得者がひとり親である場合	控除対象扶養親族がいる人		扶 1人×38万円 ＝ 38万円 ひとり 35万円 計 73万円	—	—

令和８年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について

◎　扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額は、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄（簡易版の計算表を下記に掲載しています。）により求めた金額の合計額となります（この金額を、源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄に記載します。）。

※　「源泉控除対象配偶者」欄及び「特定親族」欄は、この計算に用いません。

※　国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、控除額を効率的に求めることができます。

◎　配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「令和８年分　給与所得者の配偶者控除等申告書」により求め、源泉徴収簿の「配偶者（特別）控除額⑰」欄に記載します。

◎　特定親族特別控除額については、「令和８年分　給与所得者の特定親族特別控除申告書」により求め、源泉徴収簿の「特定親族特別控除額⑱」欄に記載します。

◎　基礎控除額については、「令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書」により求め、源泉徴収簿の「基礎控除額⑳」欄に記載します。

【計算表】※　源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄の簡易版となります。

各種控除額				Ⓐ	Ⓑ		Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ	Ⓗ	Ⓘ	控除額の合計額（Ⓐ～Ⓘの合計）
			源泉控除対象配偶者	源泉控除対象親族										
				一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	特定親族	老人扶養親族		一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦又はひとり親	勤労学生	
							同居老親等	その他						
	扶養控除等申告書の申告内容			人	人		人	人	人	人	人	寡・ひ	有・無	
	控除額	１人当たり（万円）	控除額は、配偶者控除等申告書により求めます。	38	63	控除額は、特定親族特別控除申告書により求めます。	58	48	27	40	75	27（寡婦） 35（ひとり親）	27	
		合計（万円）												

（計算表の使い方）

１　「扶養控除等申告書の申告内容」の各欄に、提出を受けた「令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載内容に基づき、次のとおり記載します。

・　Ⓐ～Ⓖ欄に該当する人数を記載します。

・　Ⓗ欄は、寡婦に該当する場合には「寡」を○で囲み、ひとり親に該当する場合には「ひ」を○で囲みます。

・　Ⓘ欄は、勤労学生に該当する場合には「有」を○で囲み、該当しない場合には「無」を○で囲みます。

２　「控除額」の「合計（万円）」の各欄に、次のとおり記載します。

・　Ⓐ～Ⓖ欄は、「扶養控除等申告書の申告内容」欄に記載した人数に、「控除額」の「１人当たり（万円）」欄の金額を乗じた金額を記載します。

・　Ⓗ欄は、寡婦に該当する場合には「27」（万円）を記載し、ひとり親に該当する場合には「35」（万円）を記載します。

・　Ⓘ欄は、勤労学生に該当する場合には「27」（万円）を記載します。

３　「控除額」の「合計（万円）」のⒶ～Ⓘ欄の金額の合計額を、源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄に記載します。

【参考：Ⓐ「一般の控除対象扶養親族」欄の人数に応じた控除額】

人数	控除額	人数	控除額
1人	380,000円	5人	1,900,000円
2人	760,000	6人	2,280,000
3人	1,140,000	7人	2,660,000
4人	1,520,000	8人以上	７人を超える１人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額

参考